



AIU損害保険株式会社

2014 ビジネスレポート

ディスクロージャー誌

2013年4月1日～2014年3月31日



AIU Insurance  
Company

# CONTENTS

ページ

AIU BUSINESS REPORT 2014

1	ごあいさつ
2	<b>AIU損害保険株式会社の現況</b>
2	AIGについて
4	富士火災との経営統合につきまして
5	代表的な経営指標
7	2013年度のトピックス
11	2013年度のCSR活動
12	2013年度における事業の概況
16	主要な業務の内容
17	運営の態勢
17	1. リスク管理の態勢
18	2. コンプライアンス(法令等遵守)の態勢
19	3. 利益相反管理方針
20	4. 反社会的勢力に対する基本方針
20	5. 顧客情報保護に関する態勢
22	6. 内部統制とガバナンス態勢
24	7. 内部監査について
24	8. お客さま満足度向上に向けた取組み
27	<b>業績データ</b>
28	I 事業の概要
36	II 経理の概況
52	<b>コーポレート・データ</b>
52	会社概要・組織図
57	会社沿革
58	店舗所在地一覧

このビジネスレポートは、保険業法第111条に基づき作成したディスクロージャー資料です。記載された情報は、別途記載がある場合を除き2014年7月1日現在のものです。また、記載された2013年3月31日以前の情報は、エイアイユー インシュアランス カンパニー（日本支店）に関するものです。2013年4月1日以降の情報は、AIU損害保険株式会社に関するものです。

# Create New Value

私たちにしかつくりえない“世界品質の安心”を。

## AIGグループの強みを活かし、AIU独自の価値を組み合わせ 「世界品質の安心」をお客さまに提供し、 「安心」を進化させていきます。

日頃より、AIU 損害保険株式会社をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。  
います。

当社は戦後間もない1946年、日本において営業を開始して以来、外資系損害保険会社として長年にわたってお客さまからのご支援を賜り、大きく成長してまいりました。心より感謝申し上げます。

当社は、2013年4月1日、日本のお客さまニーズにより合致した質の高い保険商品とサービスを提供する保険会社として、さらなる発展を目指すために、日本法人への移行を行いました。法人化を記念して発売した海外進出企業向けの商品『WorldRisk<sup>®</sup>』は、海外における事故に対する補償をパッケージ化し、お客さまのビジネスの形態やニーズに合わせて必要な補償を選択できるように設計し、海外進出されている中小企業の皆さまにご好評を得ています。また、事業者向け新商品『スマートプロテクト<sup>®</sup>』では、従来複数の保険商品に分かれていた補償を一本化することにより、一つの保険契約でお客さまの事業リスクを総合的に補償することを可能としたほか、保険契約の申込手続きを一貫して iPad を通じて行うことにより、紙の申込書や捺印を不要とし、お客さまの利便性を高めた商品として発売しました。このように、お客さまのニーズを把握し、市場への深い理解に基づくマーケットメーカーとなるべく、日々努力を重ねております。

また、日本における60年以上の歴史において、示談代行サービスを初めて取り入れた自動車保険、海外ネットワークを活用した海外旅行保険、団体向けの傷害保険、AIG のノウハウを盛り込んだ賠償保険等、時代の最先端を行く革新的な商品の開発やサービスを、当社の優れた代理店等のチャネルを通じご提供してまいりました。今後も当社の経営理念である「私たちは、お客さまにかかわるリスクに対し、コンサルティングを通じて、常に最適な解決策を提供いたします」という揺るぎない理念のもとで、AIG グループの一員としての強みを活かし、AIU 独自の価値を組み合わせ「世界品質の安心」をお客さまに提供し、「安心」を進化させてまいります。また、「お客さま中心主義」のさらなる徹底に取り組み、一層お客さまに「信頼され、選ばれる保険会社」を目指して社員一丸となって全力で取り組んでまいります。

最後に、日本におけるAIGグループの再編に伴い、当社と富士火災海上保険株式会社は関係当局の認可等を前提に、2015年下半期以降に合併による経営統合を行う方向性で準備を進めることを決定いたしました。この統合により両社の強みを組み合わせ、国内外における経済活動や社会情勢の変化、テクノロジーの進展など損害保険業界を取り巻く経営環境の変化を踏まえた事業基盤の変革と成長戦略を実現することを重視します。



代表取締役社長 兼 CEO  
**小関 誠**

# AIGについて

We are AIG.

当社はAIGグループの一員です。

AIU損害保険株式会社は、損害保険業界の世界的なリーダーであるAIGグループの一員です。1946年に日本における営業を開始し、2013年には日本法人(株式会社)として保険商品やサービスを提供しております。現在では、全国86の営業拠点(2014年7月1日現在)と6,051店の代理店(2014年3月31日現在)を有しています。

AIGグループは、世界の保険業界のリーダーであり、130以上の国や地域で顧客にサービスを提供しています。AIGグループ各社は、世界最大級のネットワークを通して個人・法人のお客様に損害保険商品・サービスを提供しています。このほか、米国においては生命保険事業、リタイアメント・サービスの事業も展開しています。

## AIGについて

American International Group, Inc.  
www.aig.com

所在地 / 175 Water Street, New York, NY 10038  
上場証券取引所 / ニューヨーク証券取引所、東京証券取引所  
社長 兼 CEO\* / ロバート・H・ベンモシェ  
総社員数 / 約64,000人

\*2014年9月1日付でピーター・D・ハンコックが社長兼CEOに就任する予定です。

### AIGの業績の推移

	2013年	2012年	2011年
総収入	687 億ドル	710 億ドル	651 億ドル
純利益	91 億ドル	34 億ドル	206 億ドル
総資産	5,413 億ドル	5,486 億ドル	5,531 億ドル
株主資本	1,005 億ドル	980 億ドル	1,015 億ドル

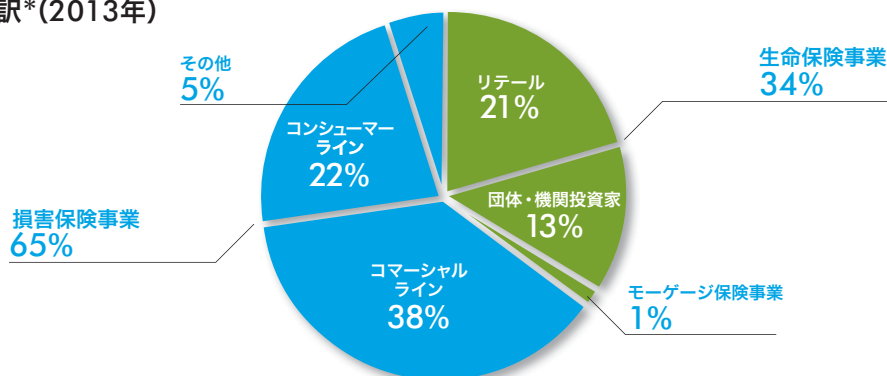
### 世界におけるAIGの位置づけ

Forbes Global 2000\*より(2014年5月発行)

保険業界ランク	全体ランク	会社/グループ
1	27	独：アリアンツ
2	33	仏：アクサグループ
3	42	米：AIG
4	62	中：中国平安保険
5	66	中：中国人寿保険

\*Forbes Global 2000は、フォーブス誌が世界の上場企業を、売上高、純利益、総資産、時価総額の4つの要因に基づき上位2,000社をランキングし毎年発表するもの、上記の表は、2014年発行版において保険業界関連の「Diversified Insurance」、「Life & Health Insurance」、「Property & Casualty Insurance」の3つのカテゴリーを統合したものの。

### AIGの総収入の内訳\*(2013年)



\*上記の決算数字は、米国会計基準に基づくもの  
損害保険事業およびモーゲージ保険事業の総収入は、正味既経過保険料、正味投資利益、正味実現キャピタル・ゲインを含みます。生命保険事業の総収入は、収入保険料、手数料収入、正味投資利益、顧問料、訴訟和解金、正味実現キャピタル・ゲインを含みます。



米国テキサス州

ブルガリア

チリ

コロンビア

グアテマラ

## Making the world a safer place

世界中の展開国・地域において、各地固有の課題を認識し、価値のある差異を社会にもたらすことがAIGの使命です。



ケニア

韓国

タイ

台湾

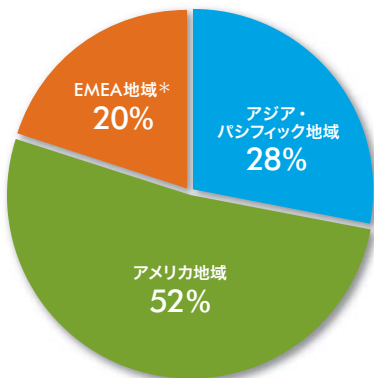
スペイン

### 日本におけるAIGグループ

AIGの中核事業である損害保険事業の2013年の正味収入保険料は344億ドルとなり、日本を含むアジア・パシフィック地域はそのうち、28%を占め、その大半が日本の事業によるものです。日本ではAIGグループの損害保険会社4社、生命保険会社1社が営業しています。

#### AIGの損害保険事業全体 地域別正味収入保険料(2013年)

\* EMEA地域は、ヨーロッパ、中東、アフリカを含みます。



#### 国内損害保険事業

	元受正味保険料
富士火災海上保険株式会社	3,035億円
AIU損害保険株式会社	2,463億円
アメリカンホーム医療・損害保険株式会社	825億円
ジェイアイ傷害火災保険株式会社	144億円

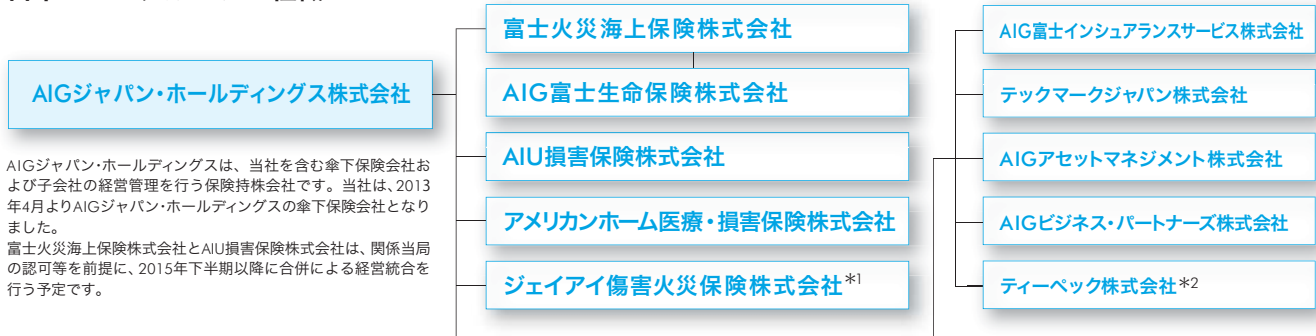
2013年度、元受正味保険料は収入積立保険料を含む。  
2012年度決算に基づく日本の損害保険市場におけるAIGグループの単純合算シェアは元受正味保険料ベースで約8%を占めます。

#### 国内生命保険事業

	保険料収入
AIG富士生命保険株式会社	864億円

2013年度。

#### 日本のAIGグループの組織



AIGジャパン・ホールディングスは、当社を含む傘下保険会社および子会社の経営管理を行う保険持株会社です。当社は、2013年4月よりAIGジャパン・ホールディングスの傘下保険会社となりました。  
富士火災海上保険株式会社とAIU損害保険株式会社は、関係当局の認可等を前提に、2015年下半年以降に合併による経営統合を行う予定です。

\*1 ジェイアイ傷害火災保険株式会社は、AIGジャパン・ホールディングス株式会社と株式会社ジェイティービーの合併会社です。(AIGジャパン・ホールディングス株式会社の持分は50%です。)  
\*2 テイーベック株式会社におけるAIGグループ会社による持分は合計で59.8%です。(AIGジャパン・ホールディングス株式会社の持分は50.1%です。)

# 富士火災との経営統合につきまして

当社は、関係当局の認可等を前提に、当社と同じくAIGジャパン・ホールディングス傘下の富士火災海上保険株式会社と2015年下半年以降に合併による経営統合を行う方向性で準備を進めています。

本経営統合による両社のお客さまの既存のご契約に影響はございません。

新会社の概要につきましては、今後、当社のホームページ等でご案内させていただきます。



(左から) AIU損害保険株式会社 代表取締役社長 兼 CEO 小関誠  
AIGジャパン・ホールディングス株式会社 代表取締役社長 兼 CEO ロバート・ノディン  
富士火災海上保険株式会社 代表取締役社長 兼 CEO 横山隆美

## 経営統合合意にいたる経緯

AIUと富士火災は2000年の業務提携に始まり関係を深めました。2011年に富士火災がAIGの100%子会社となつて以降、次世代代理店システムの共同開発、商品の代理代行販売、人材交流など、さらにその連携を加速させてきました。

AIGグループとして将来に向けたさらなる相乗効果を追求する成長戦略を検討してきた結果、両社の合併による経営統合により両社が現在有する強みを組み合わせ、経営資源の集約を図ることが、お客さま、代理店、ビジネスパートナー、社員を含むすべてのステークホルダーの最善の利益に適うと判断し、2013年7月に両社の取締役会において統合に向けた準備を進めることを決定しました。

## 経営統合後の新会社

統合後の新会社は、AIUが68年にわたり外資系損害保険会社として培ってきた専門性や経験・ノウハウと、富士火災の96年にわたる日本市場での豊富な経験、全国ネットワークや経営資源・人材等を融合することで、お客さまのニーズに応え、ご満足いただける商品やサービスをご提供することを目指します。

また、米国の企業向け損害保険市場における最大手であるAIGが得意とする企業に対する高度なリスク・マネジメント・ソリューションの日本市場への積極展開を図っていきます。さらに、両社の経営資源や将来への投資を一本化することにより、経営の効率化を図るとともに、サービス向上のための基盤整備も可能となります。

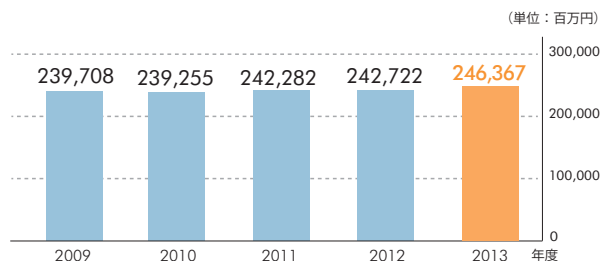
# 代表的な経営指標

代表的な経営指標

## ■ 保険料収入の状況

### 元受正味保険料(含む収入積立保険料)

2,463億円



2013年度の元受正味保険料(含む収入積立保険料)は2,463億円と前年度に比べて1.5%の増収となりました。

#### 元受正味保険料(含む収入積立保険料)

元受保険料(お客さまからいただいた保険料)から解約返戻金等の返戻金を控除したものをいいます。積立型保険については、将来の満期返戻金に充てられる収入積立保険料を含みます。

### 正味収入保険料

(元受正味保険料+受再正味保険料-支払再保険料)

590億円



2013年度の正味収入保険料は590億円となりました。元受正味保険料と正味収入保険料の差額の多くは、出再に関わる支払再保険料によるものです。当社のリスク集積や異常災害対応等のため、ならびに当社が所属するAIG全体としてのリスク管理等も考慮して、グループ内外の保険会社・再保険会社への出再を行っています。

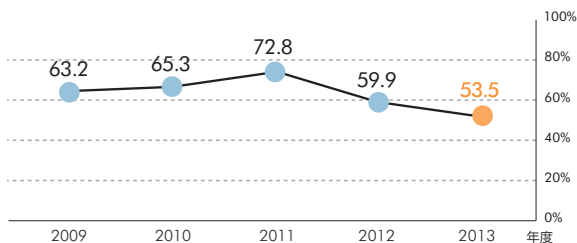
#### 正味収入保険料

元受保険料から収入積立保険料を差し引き、受再正味保険料(他の保険会社から再保険を受けた際に受け取る保険料)を加え、出再正味保険料(他の保険会社に再保険を出した際に支払う保険料)を控除したものをいいます。

## ■ 保険事業に係る主要な比率の状況

### 正味損害率

53.5%



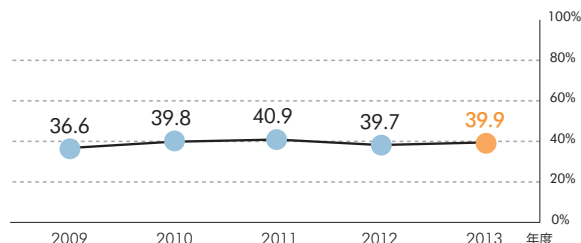
2013年度の正味損害率は53.5%と、前年度に比べ6.4%改善しました。正味支払保険金と損害調査費が減少し、正味収入保険料は増加したことによりです。

#### 正味損害率

正味収入保険料に対する正味支払保険金(お客さま等にお支払いした保険金)と損害調査費(当社の損害調査業務に関連する経費)の割合をいいます。

### 正味事業費率

39.9%



2013年度の正味事業費率は39.9%となりました。人件費の減少や正味収入保険料が増加した一方、物件費が増加したことを受けて、前年度比でほぼ横ばいとなりました。

#### 正味事業費率

正味収入保険料に対する諸手数料および集金費(損害保険代理店手数料等募集に要した費用)と保険引受に係る営業費および一般管理費(当社の運営費用、システム開発費用等)の割合をいいます。

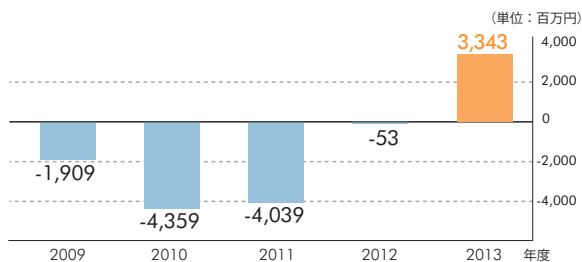
※2011年度および2012年度の開示情報は、エイアイユー インシュアランス カンパニー日本支店における数値・比率を記述しています。

# 代表的な経営指標

## ■ 損益の状況

### 保険引受損益

33億円



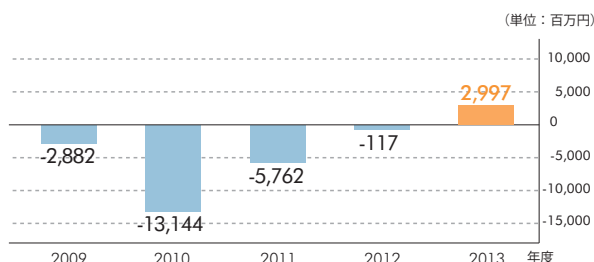
2013年度の保険引受損益は33億円となりました。正味収入保険料の増加に加えて、正味支払保険金および損害調査費が減少したこと等により、前年度に比べ33億円改善しました。

#### 保険引受損益

正味収入保険料等の保険引受収益から、正味支払保険金等の保険引受費用と保険引受に係る営業費および一般管理費等を差し引いたもので、本業における損益を示します。

### 当期純損益

29億円



2013年度の当期純損益は29億円となりました。保険引受損益が33億円改善したこと、前期発生した早期退職関連費用(10億円)が発生しなかった一方で、課税所得が増加して法人税等が11億円増加したこと等により、前年度と比べ31億円改善しました。

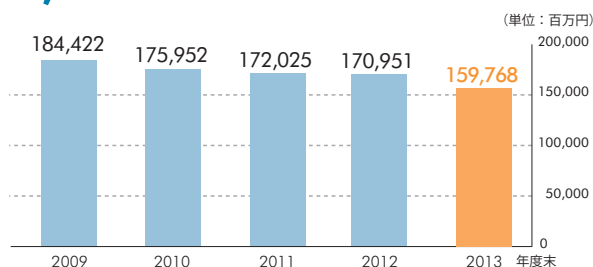
#### 当期純損益

経常損益に、特別損益、法人税および住民税等を加減したものであり、事業年度に発生したすべての要素を反映した最終損益を示すものです。

## ■ 総資産と支払余力(ソルベンシー・マージン)の状況

### 総資産

1,597億円



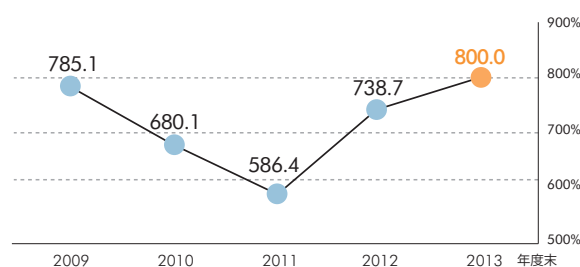
2013年度末の総資産は前年度に比べ111億円減少しました。

#### 総資産

当社が保有する現預金、有価証券等のすべての資産の合計額をいいます。

### 単体ソルベンシー・マージン比率

800.0%



2013年度末の単体ソルベンシー・マージン比率は、当期純損益の改善や有価証券評価益の増加等により、前年度比61.3ポイント改善し、800.0%となりました。

2011年度末と2012年度末の単体ソルベンシー・マージン比率は、リスク量計算過程において修正がありましたので、訂正後の数値を記載しています。

#### ソルベンシー・マージン比率

巨大災害の発生や保有する資産の大幅な価格下落等、「通常の予測を超える危険」に対して、「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」です。同比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する指標の一つですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

※2011年度および2012年度の開示情報は、エイアイユー インシュアランス カンパニー日本支店における数値・比率を記述しています。



# 2013年度のトピックス

当社は、「私たちは、お客さまにかかわるリスクに対し、コンサルティングを通じて、常に最適な解決策を提供いたします」という経営理念のもと、お客さまから信頼され、選ばれる会社を目指して、業務品質の向上、経営基盤やサービス体制の強化を図っています。2013年度も、お客さまからいただいた声を反映させた保険商品の開発や、地震等による災害時でも事業が継続できるようサービス体制を根本から見直し、お客さまの満足度を向上させるために様々な課題に取り組みました。

## 1 お客さまのニーズを反映した商品開発

2013年4月

### 海外進出する中小企業向けサポートプラン「WorldRisk®」を販売

当社は、テロリズムの横行、紛争、海外諸国の財政破綻問題をはじめとした、海外の政情不安への対応等が、海外へ進出または進出を検討している中小企業にとって懸念材料となっていることを受け、中小企業向けに、海外における事故に対する補償をパッケージ化してビジネスの形態やニーズに合わせた必要な補償を選択できる「WorldRisk®」（ワールドリスク）を開発し、販売を開始しました。



また2013年10月、海外現地に拠点を持つ企業に対して現地国での保険手配をサポートする「WorldRisk® + (Plus)」の販売を開始すると共に、海外滞在時の身の危険や海外投資先の政情不安による事故について、新たな補償を追加し、「WorldRisk®」の補償を拡充しました。

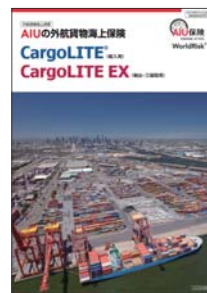
#### 〈主な特長〉

- 契約手続きは日本で行うため、海外におけるリスクを日本で集中管理できます。
- 複数の補償を選択して一度に加入できるようにパッケージ化しているため、それぞれの補償に単独で加入した場合よりも低廉な保険料で加入できます。
- 海外における施設・業務遂行危険および生産物・完成作業危険（PL危険）の賠償責任等、単独でご加入いただくより、合理的な保険料でのご提案ができます。

2013年4月

### 外航貨物海上保険のパッケージ型商品「CargoLITE®」を販売

当社は、経済のグローバル化に伴う国際貿易・物流オペレーションに関わる機会の増加、貨物輸送におけるリスクマネジメントの重要性の高まりを受けて、貿易に携わる企業からのニーズが高い特約をパッケージ化して手続きを簡素化した「CargoLITE®」（カーゴライト）を開発し、「WorldRisk®」の姉妹商品として販売を開始しました。



また2013年9月、日本からの輸出や三国間輸送を行う企業向けに特化した「CargoLITE EX®」の販売開始に伴い、「CargoLITE®」を日本への輸入を対象とした商品として改定し、補償を拡充しました。

#### 〈主な特長〉

- 従来の輸送ごとの保険料計算ならびに月次による保険料支払いを不要とし、貿易額に応じて保険料を決定します。
- 輸送ごとに船積情報を事前に報告する確定通知、月間報告が不要であるため、事務手続きが簡素化されます。
- 輸送費用や開梱遅延に対する補償等、貿易に携わる企業からのニーズが高い特約をパッケージ化し、充実した補償内容です。

# 2013年度のトピックス

2013年8月

## 中小企業の事業リスクを総合的に補償する「スマートプロテクト®」を販売

当社は、中小企業のお客さまからの「必要とする補償を可能な限り簡単な手続きで加入したい」とのご要望にお応えするため、複数の保険商品に分かれていた業務災害、賠償責任、雇用リスク等の補償を一本化することにより、一つの保険契約でお客さまの事業リスクを総合的に補償するパッケージ型商品「スマートプロテクト®(総合事業者保険)」を開発し、販売を開始しました。「スマートプロテクト®」の契約手続きはタブレット端末(iPad)で行い、保険約款、保険証券をWeb上で閲覧することが可能です。また、紙資源の抑制により、環境保護に配慮しています。



### 〈主な特長〉

- 業務災害、賠償責任、雇用リスク等の補償の中から、必要な補償を自由に組み合わせることができるオーダーメイド型商品です。
- タブレット端末(iPad)を通じて提供するリスク分析ツール(スマートサクセス®)によって、お客さまは自社の事業リスクを把握することができます。

※ iPadはApple Inc.の商標です。

2013年12月

## 国内旅行傷害保険の「航空機欠航・着陸地変更による宿泊費用保険金支払特約」を販売

当社は、昨今の異常気象の影響もあり航空機の欠航等が増加傾向にあることを受けて、国内旅行傷害保険で「航空機欠航・着陸地変更による宿泊費用保険金支払特約(国内旅行傷害保険特約用)」の販売を開始しました。



### 〈主な特長〉

- 搭乗予定の飛行機が欠航または着陸地を変更し、ホテルに宿泊した場合に、保険金をお支払いします。

2014年3月

## アデランスと医療保険分野で業務提携開始

当社は、株式会社アデランス(以下、アデランス)との業務提携を開始しました。これによりメディカル総合保険(医療保険)の「回復支援費用補償特約」において、抗がん剤治療による脱毛のための医療向けウィッグ購入費用や治療終了後に必要となった療養・介護のための費用を補償することで、がん患者のお客さまを「保険」でサポートします。また、アデランスと協働し、がん患者のお客さまの「生活の質」の向上をセミナー等を通じて側面からサポートします。



## 2 さらに充実したお客さまサービス

2013年4月

### 日本法人(株式会社)として営業を開始

当社は、2013年4月1日より、日本法人(株式会社)として営業を開始しました。

これは、AIGグループの日本における損害保険会社として日本のお客さまのニーズにより合致した質の高い保険商品とサービスを提供する保険会社として、さらなる発展を目指すことを目的に営業形態を変更したものです。

経済環境の変化や多様化する事業リスクに対して迅速かつ適切な対応を可能とするには、透明性・効率性の高い経営体制の構築と事業基盤の強化を図ることが不可欠との判断から、米国法人の日本支店(エイアイユー インシュアランス カンパニー日本支店)から日本法人(AIU損害保険株式会社)へと営業形態を変更し、より日本のお客さまに身近な保険、サービスを提供していきます。

2013年6月

### UCDA アワード 2013 損害保険 自動車保険金請求書部門で「特別賞」を受賞

当社は、一般社団法人ユニバーサル コミュニケーションデザイン協会(UCDA)主催の「UCDAアワード 2013」における「損害保険 自動車保険金請求書部門」で、特に優れた取り組みのあった企業に贈られる「特別賞」を受賞しました。これにより、昨年受賞した「損害保険 募集ウェブページ部門」の「情報のわかりやすさ賞」に続き、2年連続の受賞となりました。



UCDAアワードは、企業が発信する情報を産業・学術・生活者の知見により開発した尺度を使用して客観的に評価・表彰するもので、今回は情報のわかりやすさに加えて伝達品質の保証(情報自体の安全性)がテーマとなりました。当社の自動車保険金請求書は、受賞理由として「デザインがシンプルで、色の使い方(色彩設計)が高い評価を得た。読むべき箇所と、記入すべき箇所がよく整理されている」ことが挙げられ、お客さまの立場からわかりやすく記入しやすい書類を目指して取り組んだ結果が高い評価につながりました。

UCDAアワードは、企業が発信する情報を産業・学術・生活者の知見により開発した尺度を使用して客観的に評価・表彰するもので、今回は情報のわかりやすさに加えて伝達品質の保証(情報自体の安全性)がテーマとなりました。当社の自動車保険金請求書は、受賞理由として「デザインがシンプルで、色の使い方(色彩設計)が高い評価を得た。読むべき箇所と、記入すべき箇所がよく整理されている」ことが挙げられ、お客さまの立場からわかりやすく記入しやすい書類を目指して取り組んだ結果が高い評価につながりました。

2013年7月

### 日本におけるAIGグループの再編を発表

AIGジャパン・ホールディングス株式会社、当社、富士火災海上保険株式会社(以下、富士火災)は、関係当局の認可等を前提に、2015年下半年(暦年ベース)以降に当社と富士火災の合併による経営統合を行う方向で準備を進めることを決定しました。

これは、AIGグループとして将来に向けたさらなる相乗効果を追求する成長戦略を検討してきた結果、合併による経営統合によって両社が有する強みを組み合わせて経営資源の集約を図ることが、お客さま、代理店、ビジネスパートナー、社員を含むすべてのステークホルダーの皆さまの利益にかなうと判断したものです。AIGジャパン・ホールディングス株式会社、当社、富士火災は、経営統合を検討する「統合実行委員会」を共同で設置し、経営統合へ向けた統合計画等の策定を進めています。

2013年8月

### J.D. パワー社の自動車保険顧客満足度調査で 3部門においてNo.1の評価を受賞

当社は、顧客満足度調査の国際的な専門機関である(株)J.D.パワー アジア・パシフィックによる2013年日本自動車保険の顧客満足度調査で、「事故対応満足度調査<sup>SM</sup>」「新規加入満足度調査<sup>SM</sup>(代理店系保険会社部門)」「契約者満足度調査<sup>SM</sup>(代理店系保険会社部門)」の3部門\*でNo.1の評価を受賞しました。今回の調査では、自動車保険の「入口」から「出口」まで、お客さま満足度においてNo.1の評価をいただく結果となり、「事故対応満足度調査<sup>SM</sup>」では5年連続でのNo.1受賞となりました。



「事故対応満足度調査<sup>SM</sup>」では、「保険金支払」「事故受付体制」「事故対応担当者」「調査/認定結果」「修理サービス」「代車/レンタカーサービス」の6つのファクターにおいて総合的に高い評価をいただきました。また、「新規加入満足度調査<sup>SM</sup>(代理店系保険会社部門)」では「契約内容/契約手続き」「価格」「契約チャネル」の3つのファクターにおいて、「契約者満足度調査<sup>SM</sup>(代理店系保険会社部門)」では「保険証券」「顧客対応」「事故対応/保険金支払」「契約内容/契約手続き」「価格」の5つのファクターにおいて、総合的に高い評価をいただきました。

\*J.D. パワー アジア・パシフィック 2013年日本自動車保険事故対応満足度調査<sup>SM</sup>。過去2年以内に保険金請求を行った契約者7,055名の回答結果。2013年日本自動車保険新規加入満足度調査<sup>SM</sup>。直近の自動車保険(任意保険)が新規(切替含む)であった契約者3,500名の回答結果。2013年日本自動車保険契約者満足度調査<sup>SM</sup>。自動車保険(任意保険)契約者5,201名の回答結果。(代理店系保険会社部門)の調査対象は専門代理店や車の販売店などの保険代理店をベースに事業を展開する保険会社。japan.jdpower.com

# 2013年度のトピックス

2013年10月

## 国内300名の経営者を対象に実施 「中小企業の海外進出リスクに関する意識調査」

当社は、中小企業経営者の海外進出におけるリスクに対する意識を明らかにすることを目的に、東京・大阪・愛知の中小企業経営者300名を対象に意識調査を実施しました。

調査の結果、中小企業の約30%が海外との取引実績があり、約40%が今後の海外取引に前向きであることがわかりました。また、海外取引でのリスクや不安としては「進出先での政情不安」との回答が最も多く、約40%の企業が未然に回避できたものを含めてトラブルを経験しており、海外進出におけるリスクの高さが実態として明らかになりました。その一方で、35%の企業が海外旅行保険に未加入の状態でも海外取引をしているなど、リスクヘッジ対策が十分ではないと思われる企業も少なくないことがわかりました。

2013年12月

## 大阪府と協定を締結 提携分野の連携を強化

当社は、大阪府と、相互の信頼関係に基づいた連携の強化を目的に協定を締結することになり、2013年12月に大阪府で松井大阪府知事と小関代表取締役社長 兼 CEOによる調印式を行いました。



当社は2012年12月より地域事業本部制を導入し、より地域に密着し、お客さまのニーズに根ざした保険商品、サービスを迅速に提供する体制を強化しています。その一環として、近畿・中四国地域を担当する西日本地域事業本部では、関西国際空港における生鮮食料品を輸出する際の保険やKIX-Medica（医薬品専用共同定温庫）を利用する医薬品関連企業向けの海上保険等を提供してまいりましたが、この協定締結により、国際物流の促進、中小企業の海外進出支援、大阪への外国企業誘致、関西国際空港の利用促進に関する分野での連携が強化されることとなります。

2013年12月

## 海外旅行保険アシスタンスセンターを開設

当社は、沖縄に海外旅行保険アシスタンスセンターを開設しました。

海外での医療機関情報の提供、医師・病院の紹介、電話による医療通訳サービス、入院・転院の手配等、24時間日本語でサポートするアシスタンスサービスを提携会社より提供してまいりま

たが、当センターを沖縄に設けることにより、北米・中南米以外の国については国内社員が対応する運用体制となりました。継続してサービスを行うヒューストンセンターと共に、これまで以上にお客さまの立場に立ったサービスをご提供します。



2014年2月

## 長崎市内にビジネスセンター新設を決定

当社と富士火災海上保険株式会社は、契約管理や保険金のお支払に関連するお客さま対応業務および事務処理業務を行うビジネスセンターを、長崎市内に新設することを決定しました。両センター共に2014年5月より業務を開始します。



これにより、お客さま対応業務等の長崎への集約化を進め、より一層のサービス水準の向上を図ると共に、これまで大都市圏の拠点で行っていた一部の業務を移管することで事業効率の改善を図ります。また、主要拠点に加えて那覇市や富山市の既存の地方拠点との地理的な分散を図ることで、大規模災害発生時における事業継続計画（BCP）が遂行可能な体制を強化します。

2014年2月

## 経済産業省・外務省による 「海外展開一貫支援ファストパス制度」 支援機関に決定

当社は、経済産業省および外務省が日本再興戦略の国際展開支援事業として実施する「海外展開一貫支援ファストパス制度」の支援機関に決定しました。本制度は、地域金融機関や商工会議所等、国内各地域の支援機関が、海外展開を検討する中堅・中小企業の顧客を外務省、独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）等、海外展開支援に知見のある支援機関につなぐことで、企業が複数の支援機関から国内から海外まで一貫した支援を受けられるようにするもので、2014年2月25日より運用が開始されています。

本制度に参画している支援機関と連携しながら、AIGのグループ会社として、世界130以上の国や地域でサービスを提供しているAIGのネットワークとノウハウを活用し、海外展開をご検討される中堅・中小企業の皆さまの海外リスクのご相談、「WorldRisk®」をはじめとした各種損害保険、現地保険証券発行サービス、事故が発生した際の現地専門家と連携した事故対応サポート等をご提供します。

# 2013年度のCSR活動

当社のCSR活動のテーマは「子どもたち」です。社会生活の中のリスクと向き合う企業として、将来を担う子どもたちを支援していくことが、当社の企業として果たす責任と考えています。

これからも日本の子どもたち・世界の子どもたちを取り巻く多様なリスクを軽減させると共に、「子どもたちの未来のために」様々なCSR活動に取り組んでいきます。

当社では、当社の社会貢献活動の取組みをわかりやすく報告するため、「AIUの社会貢献活動冊子」を作成し、コミュニケーションツールとして活用しております。

AIUでは、あらゆる活動が社会にとって意味のあるものであるよう、優良企業としての意識や姿勢を推進するためにCSR憲章を制定し、お客さまから選ばれ続ける保険会社を目指します。

## CSR憲章

私たちは、リスクマネジメントのプロフェッショナルとして、常にベストなソリューションの提供を通じて、社会を取り巻くあらゆるリスクの軽減に取り組み、より良い社会の実現に貢献します。

## 未来を担う子どもたちへの支援活動

### AIU高校生国際交流プログラム2013開催

2013年7月、当社は日米の高校生の異文化交流と相互理解を促進する「AIU高校生国際交流プログラム」(以下、渡米プログラム)「AIU米国高校生国際交流プログラム」(以下、国内プログラム)を支援しました。渡米プログラムは2013年に27回目、国内プログラムは20回目を迎え、延べ1,800名を超える高校生が参加しています。2013年の渡米プログラムは7月21日から8月12日まで実施され、日本からの高校生40名が米国内各地への訪問、ホームステイ、米国の高校生との交流を通じて異文化への理解を深めました。国内プログラムは7月22日から8月10日まで実施され、米国からの高校生20名が国内各地への訪問、ホームステイを通じて日本の高校生と交流し、日本への理解を深めました。



2013年3月1日から6月30日までの4ヶ月にわたり、事故修理のために入庫した車両の台数に応じて同団体への寄付金を積み立てるキャンペーンを実施しました。当社およびドライブイン会もこれに賛同し、合同で寄付を行ったものです。

(※1) 1982年に発足した、AIUのプロ代理店チャネル組織。

(※2) 1993年に発足した、AIUのドライブインサービスの運営を円滑に進めるために組織された指定修理工場の団体。

### キャップ回収で子どもたちへワクチンを

2010年6月より、当社はペットボトルのキャップを本社・営業店から集める「エコキャップキャンペーン」を継続しています。これは、回収したキャップを再資源化することで二酸化炭素の削減に貢献し、再資源化で得た売却益で発展途上国の子どもたちへワクチンを贈るNPO法人「エコキャップ推進協会」の活動に協力するものです。2014年3月1日現在127万2,896個のキャップが集まりました。これは1,591人分のポリオワクチンの寄付になると同時に、約10トンの二酸化炭素を削減したことになります。



### 中学生の職場体験プログラムを実施・支援

2013年6月に東京都墨田区の中学生を、2013年9月に東京都世田谷区の中学生を対象とした職場体験プログラムを実施し、「損害保険の使命」「マーケティング」等をテーマに本社社員が3日間にわたり講師を務めました。また2013年7月、当社富山コンタクトセンターとビジネスサポートセンターは富山県の中学生を対象とした職業体験「社会に学ぶ『14歳の挑戦』」を支援しました。両センターは受入事業所として、保険についての講義、電話対応のロールプレイング等を実施しました。

### 全代連、ドライブイン会と合同で「セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン」へ寄付

2013年9月、当社はAIU全国代理店連合会<sup>\*1</sup>(以下、全代連)、AIUドライブイン会<sup>\*2</sup>(以下、ドライブイン会)と共に、『子どもの権利』が実現されている世界を目指す団体「セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン」へ総額77万1,500円を寄付しました。全代連では

### 第7回「AIU いじめ防止標語コンテスト」を開催

2014年3月、当社は全国11地区のPTA団体と連携し、学校教育における「いじめ防止」という課題に取り組む一環として、小中学生を対象にした第7回「AIU いじめ防止標語コンテスト」を開催しました。約38万6,000件の応募作品の中から審査員およびスクールカウンセラーの皆さまによる選考を行い、最優秀賞の22作品を含め、各地区の小中学校のPTAごとに優秀賞・PTA推薦賞を選出しました。



# 2013年度における事業の概況

## 1 経営方針・経営施策全般

2013年度の世界経済は、先進国・地域等により経済回復の傾向が大きく異なるものの、個人消費や設備投資の鈍化等により全体的には弱い回復が続いていました。そのような中、日本経済においては、海外での景気の持ち直しを受けた輸出の増加、「アベノミクス」による財政・金融政策の効果、また消費税率引き上げ前の需要拡大によって、実質GDP成長率の前期比プラス幅が拡大する等、景気の本格的な持ち直しの動きがみられました。損害保険業界では、東日本大震災による地震保険に対する需要の高まりやエコカー減税・消費税率引き上げ前の駆け込み需要による自動車販売数の増加等により、保険料収入の増加が続きました。

こうした状況の中、当社においては、「顧客・マーケットへの深い理解に基づくマーケットメーカー」としての強みを強化すべく、お客さまセグメントごとに新たな商品・サービスを開発するためのプロジェクトを多く展開し、主要マーケットである中小企業向け新商品を開発しました。また、2013年7月16日には、日本におけるAIGグループの再編に伴い、関係当局の認可等を前提に、富士火災海上保険株式会社と合併による経営統合を行う方向性で準備を進めることを発表いたしました。当社と富士火災は、2000年の業務提携より関係を深め、次世代代理店システムの共同開発、商品の代理販売、人材交流等を行ってまいりましたが、AIGグループとして将来に向けたさらなる相乗効果を追求する成長戦略を検討した結果、統合により両社の強みを組み合わせ、経営資源の集約をさせることとなりました。本統合

においては、国内外における経済活動や社会情勢の変化、テクノロジーの進展等、損害保険業界を取り巻く経営環境の変化を踏まえた事業基盤の変革と成長戦略を実現することを重視します。それに伴い、持ち株会社であるAIGジャパン・ホールディングス株式会社、当社と富士火災は、「統合実行委員会」を共同で設置し、経営統合へ向けた統合計画等の策定を進めています。

また、2013年度の実績においては、ほぼすべての主要商品において対前年を上回る一方、残念ながら競合他社の平均増収率を下回る結果となりました。今後も、日本におけるAIGグループの中核会社として、「顧客・マーケットへの深い理解に基づくマーケットメーカー」となるべく、真のお客さまの立場で考える保険会社となり、お客さまのニーズを商品・サービスに迅速に反映させてまいります。そして、将来にわたってお客さまに「信頼され、選ばれる保険会社」を目指します。

当社では、社会生活の中のリスクと向き合う企業として、将来を担う「子どもたち」を支援していくことが、企業として果たす責任と考えています。CSR憲章を基軸としたスローガン「子どもたちの未来のために」を掲げ、様々なCSR活動に取り組んでおります。具体的な活動としては、27年にわたる日米の高校生との異文化交流を促進する「高校生国際交流プログラム」の支援、全国の小中学生を対象とした「いじめ防止標語コンテスト」の一層の普及、中学生の職場訪問や高校受験対策としての「面接クリニック」等、地域貢献への協力等の取組みを進めております。

## 2 内部統制

当社は、業務運営の有効性・効率性の向上、財務報告の適切性および信頼性の確保、法令等の遵守、資産の保全を目的として、「内部統制基本方針」を定め、以下のとおり内部統制システムの構築・運用に取り組んでおります。

### 内部統制基本方針

1. 取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
2. 取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
3. 損失の危険の管理に関する規程その他体制
4. 取締役および執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
5. 財務報告の適切性と信頼性を確保するための体制
6. 監査役職務を補助すべき使用人およびその使用人の取締役および執行役員からの独立性を確保するための体制
7. 取締役、執行役員および使用人の監査役への報告に関する体制
8. その他監査役が実効的に行なわれることを確保するための体制
9. 内部監査の実効性を確保するための体制
10. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

## 3 コンプライアンス

当社では、法令等遵守態勢の強化は必要不可欠であるとの認識のもと、コンプライアンス基本方針を定め、2013年度もその重要性を全役職員に徹底し、日々の業務を遂行しています。

拠点ごとに作成する「コンプライアンス・プログラム」には、

各拠点で抱えるリスクの未然防止を項目として掲げ、その取組みをコンプライアンス部門が検証することにより、PDCAサイクル※1に基づく確認の強化を図りました。モニタリングを通じて得た結果については、「店内点検」や「監査部監査」等の結

果と併せて様々な角度から総合的に検証を行い、態勢を強化し健全な業務運営を実現するために取り組んでいます。

また、コンプライアンス研修については、損害保険募集人に対する集合研修およびeラーニングを引き続き実施すると共に、役職員に対してはグローバルトレーニングプログラムの充実化を進め、世界基準での知識と実務スキルの向上を図っています。

今後も継続して、お客さまから寄せられた様々なご意見を参考に、よりお客さま目線で当社業務の適切性を考え、ご契約者および当社の事業遂行に関わるすべての皆さまからの信頼を得られるよう、コンプライアンス態勢の強化に取り組んでまいります。

(※1) PDCAサイクル：ここでいうPDCAサイクルとは、方針の策定(Plan)、規程・組織体制の整備(Do)、評価(Check)、改善(Action)という一連の流れのこと。

## 4 営業体制・方針

お客さまサービスの向上を目指す施策として、代理店の業務品質の向上を目的とした「ハイクオリティ代理店認定制度」、および代理店がお客さまのニーズに応じた適切なリスクコンサルティングを実践することを目的とした「ラインクラブ認定制度」等の代理店認定制度があります。これらの認定制度の基準に合致する代理店を増やしていくことで、同時に質の高い代理店販売体制の構築も実現していきます。

また将来代理店として独立を目指す最長5年の研修期間となるIS社員<sup>※2</sup>については全国約40拠点体制で、ならびに直販営業職員であるICON社員<sup>※3</sup>は、東京、大阪、名古屋3拠点11課

体制で、適正な保険募集を基本とする販売体制を整えています。このIS社員、ICON社員の採用においては、資質・適性の備わった社員の採用を重視しています。

さらに、すべての保険募集人のトレーニングについては、お客さまにわかりやすい説明を実践するために、eラーニングを活用し「GoodJobトレーニング」として新商品・改定編、商品知識編、募集品質編、再発防止編等のトレーニングを実施し、つねに保険知識の充実を図っております。

(※2) IS：インディペンデント・ソリシター略。

(※3) ICON：インシュアランス・コンサルタントの略。

## 5 損害サービス

損害サービスでは、「洗練されたサービスで、生活・ビジネスに欠かせない存在となる」というビジョンを掲げ、常にサービスの革新を目指し個々のお客さまと真摯に向き合うことで、お客さまへ信頼と安心をお届けできる損害サービス体制の構築を進めています。

2013年9月に発生した台風18号、2014年2月に発生した記録的な大雪等の自然災害に伴う保険金請求に対しては、即時に対策室を設置し、人員派遣を行う等、お客さまに一日も早く保険金をお支払いし、ご満足いただける業務運営を実施しました。

また、お客さまへ高品質なサービスを常時提供するため、保険金支払担当者を対象とした教育、研修に継続的に取り組んでおります。自動車、傷害、医療、火災、新種等各商品分野に応じた体系的な研修を実施すると共に、電話対応等を通じた高品質なサービスを均質的にお客さまへ提供することを目的とした教育も行っています。

その結果、(株)J.D. パワー アジア・パシフィックによる「2013年日本自動車保険事故対応満足度調査<sup>SM</sup>」<sup>※4</sup>において、2009年、2010年、2011年、2012年に続き、5年連続で第1位を受賞しました。また、例年当社で実施している保険金支払業務のお客さま満足度調査<sup>※5</sup>では、2012年12月から2013年11月末までの累計で、「満足」または「やや満足」が93.6%というお客さまからの高い評価をいただいております。

地震等の大規模災害時における事業継続体制(BCM)の一環として、保険金のお支払いに関連する書類を電子ファイルによって管理する仕組みにより、大規模災害発生時においても他の拠点から閲覧でき、保険金支払業務を滞りなく継続することが可能な体制を整備しています。これらITを有効に活用した仕組みも積極的に取り入れることで、信頼感のある保険金支払を実現し、お客さまにとっての付加価値を高めてまいります。

さらに、お客さまとの面談等綿密な対応を重視すべき事案、より迅速な保険金支払いを実現すべき事案等、保険金請求事案の分類に基づいた組織体制を導入する等、これまで以上にお客さまのニーズに即した対応の実現に取り組んでおります。

今後も継続して、適時・適切かつお客さまに信頼と安心をお届けできる保険金支払業務の実行、さらなる改善に向けた取り組みを進めてまいります。

(※4) J.D. パワー アジア・パシフィック 2009～2013年日本自動車保険事故対応満足度調査<sup>SM</sup>：過去2年以内に保険金請求を行った契約者7,055名の回答結果。japan.jdpower.com

(※5) お客さま満足度調査：保険金をお支払いしたすべてのお客さまに対して当社が実施している、損害サービスに関するアンケート(「満足」「やや満足」「ふつう」「やや不満」「不満」の5段階評価)において、有効回答のうち「満足」か「やや満足」とご回答いただいたお客さまの割合。

# 2013年度における事業の概況

## 6 情報システム

当社は、お客さまからさらなる信頼をいただくために、サービスの向上および保険契約の引受け・保険金のお支払いを適正かつ迅速に提供するための様々なシステム開発・保守を実施してまいりました。

商品開発については、中小規模の企業のお客さまの声をもとに開発した商品「スマートプロテクト」の発売にあわせた契約管理システムの開発、スマートプロテクトの販売を強力にサポートする代理店向け新システム「スマートサクセス」の開発を実施しております。タブレット端末で稼働するスマートサクセスは、ペーパーレス、捺印レス、キャッシュレス収納を実現し、契約手続きの早期化・簡素化につながることから既に多くの損害保険代理店に活用していただいております。同時に社内においても800台を超えるタブレット端末を供給することで、スマートサクセスのトレーニングやタブレット端末のさらなる活用

に向けた研究にも積極的に取り組んでいます。

また、新たな事業継続対策の一環としてBYOD<sup>※6</sup>の試用を開始しました。これはグローバルカンパニーであるAIGグループの強固なセキュリティー基盤と海外での稼働実績を踏まえた上での取組みとなります。

中長期的な取組みとしては、お客さまサービスのさらなる向上と代理店業務の効率化に貢献できるよう「代理店システム(損害保険代理店の業務全般を支援するシステム)」、「保険契約管理システム」を中核とする基幹システムの再構築、富士火災海上保険株式会社との経営統合に向けたシステム統合の準備を開始し、安定的かつ高品質なITサービスの提供ならびにシステム運用・保守の効率化を推進してまいります。

(※6) BYOD (Bring Your Own Device) : 個人所有デバイスの業務利用。

## 7 お客さまサービス

当社では、2009年12月に「お客さま中心主義基本方針」を定め、全社員でお客さまサービスの向上を目指し日々の業務を行っています。

当社ではお客さまサービス向上のためには、お客さまの声をお聞きし、商品・サービスの業務に反映させることが特に重要と考えています。そのため、お客さまからお客様相談室、全国の支店・損害サービスセンターおよび当社代理店等にいただいたご意見等は「お客さまの声データベース」に登録し、関係社員が誠実、的確かつ迅速に対応すると共に、お客さまからいただいたご意見等の集計・分析を行い業務改善に活かしています。

データベースに登録されたお客さまの声は、業務品質改善部・商品管理部・お客様相談室で毎日チェックを行い、社内関連部門へ内容を提供します。また、取締役・執行役員を中心としたメンバーで構成するお客様の声検証会議を毎月開催し、登録さ

れたお客さまの声を検証し、会社の業務改善、商品の充実、サービスの向上に役立てると共に、その内容を毎月経営会議に報告しています。

### お客さま中心主義基本方針

私たちは、お客さまの声をしっかり受けとめ、お客さまの立場に立って誠実、迅速に対応するとともに日々の活動に役立ててまいります。

- 私たちはお客さまの声を、感謝の心をもって受けとめます。
- 私たちはお客さまの声を、マネジメントをはじめ社内各部門で共有します。
- 私たちはお客さまの声に、責任をもって対応します。
- 私たちはお客さまの声を、新たな商品・サービスの開発、業務の改善に活かします。

## 8 資産運用の状況

2013年度は、日本経済の回復が進んだ1年となりました。安倍政権が推進する「アベノミクス」のもと、2013年4月に日本銀行が大規模な金融緩和を導入したことを契機に、円安・株高が進みました。外国為替は対ドルで、前年度末と比べ、8円以上円安が進み、円高が大幅に修正されました。日経平均株価もこの1年間で約20%上昇し、1万5,000円台をうかがう水準となりました。一方、長期金利の指標となる10年国債利回りは、日銀の積極的な買い入れオペの効果等により、2014年3月末時点で0.7%を下回るなど低位安定を保っています。

このような運用環境のもと、当社の有価証券の含み損益は、

好調な株式市場や低金利による債券高を背景に、前年度末に比べ1,180百万円増加し、9,120百万円となりました。

また、有価証券評価損についても、好調な資産市場を背景に、前年度末に比べ294百万円減少し、不動産ファンドを要因とする19百万円にとどまりました。

利息および配当金収入は、前年度より43百万円増加し、1,287百万円となりました。当社運用資産の中核である円貨建債券は、約9割がA格付相当以上であり、安全性・流動性に十分配慮した資産構成となっているものの、国内金利が低水準であることを主因に債券からのインカム収入は伸張しづらい状況



でした。しかし、当期は、新たに外貨建債券（為替ヘッジ付）への投資を始めるなど、運用収益確保およびポートフォリオの多様化・分散化への取り組みを進めた結果、インカム収入は対前年比で増加となりました。

今後も、「アベノミクス」のもと、財政出動や企業業績回復等により景気持ち直しの動きが続くことが考えられる一方、日銀

の継続的な金融緩和により、低金利環境が続くことが想定できます。よって、機動的・効率的な資産運用を行うため、リスクの測定・分析・モニタリングといったリスク管理態勢の充実を図りつつ、AIGグループのネットワークを十分に活用し、運用パフォーマンスの一層の向上を図っていくよう努めてまいります。

## 9 今後対処すべき課題等

2014年度の世界経済は、米国の財政再建問題、欧州の債務問題、中国経済の失速懸念はあるものの、先進国の経済は底堅さを増すことに加え、新興国に対する懸念も徐々に和らぎ、回復基調が高まることが期待されます。日本経済は、米国経済回復による輸出の持ち直し、日本銀行の金融緩和を受けた円安・株高、消費税率引き上げに伴う経済対策の効果等から、今後も着実な景気拡大が想定されます。一方、保険業界においては、消費税率引き上げ前の駆け込み需要の反動で一時的な落ち込みは想定されるものの、政府による景気対策や2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催等に向けたインフラ整備等によって今後も緩やかな市場の拡大が考えられます。

このような中、当社は「Create New Value ～ 私たちにしかつくれない“世界品質の安心”を。～」をスローガンに、お客さまに信頼される会社、お客さまに選ばれる保険会社を目指します。

また、日本におけるAIGグループ再編に伴う富士火災との経営統合においては、事業基盤の変革と成長戦略を実現することを目指し、統合計画を進め、経営資源の集約を図ることで、お客さま、代理店、ビジネスパートナー、社員を含むすべてのステークホルダーの最善の利益にかなうよう準備を進めてまいります。

今後もリスク管理態勢の一層の強化を図ると共に、保険募集や加入申込書から保険金支払までのプロセスをお客さまの視点から見直し、適正な表現、よりわかりやすいプロセスや手続きへと移行を行ってまいります。加えて、事業継続においては、新たに内閣府から発表された南海トラフ巨大地震の被害想定を基に、計画の見直し、実動訓練を通じて、より実践的な計画にまいります。

# 主要な業務の内容

## 1 保険の引受け

当社は、全国86の営業拠点および6,051店の代理店を通じ保険商品の販売、引受けを行っています。

営業拠点

86

代理店数

6,051

(2014年3月31日現在)

### ■ 主な取扱商品一覧

#### 火災保険

- 企業財産保険
- 普通火災保険
- 店舗総合保険
- 地震保険
- ホームライフ総合保険
- リビングサポート保険

#### 海上保険

- 貨物海上保険

#### 運送保険

- インランド・フローター保険

#### 傷害保険

- 普通傷害保険
- 交通事故傷害保険
- 家族傷害保険
- ファミリー交通傷害保険
- こども総合保険
- グループ傷害保険
- 所得補償保険

- 長期傷害保険
- ベーシック傷害保険
- 海外旅行保険
- 国内旅行傷害保険
- 学校旅行総合保険
- 旅行事故対策費用保険
- 旅行特別補償保険

#### 医療保険

- メディカル総合保険
- 終身医療保険

#### 自動車保険

- 総合自動車保険
- 家族総合自動車保険
- 米国軍人・軍属用自動車保険

#### 自賠責保険

- 自動車損害賠償責任保険

#### パッケージ保険

- 総合事業者保険

#### 賠償責任保険

- 賠償責任保険(企業用)
- 賠償責任保険(個人用)
- 事業総合賠償責任保険
- 環境汚染賠償責任保険
- 会社役員賠償責任保険
- 雇用慣行賠償責任保険
- 業務過誤賠償責任保険
- マネジメントリスクプロテクション保険
- 個人情報漏洩保険
- WorldRisk®

#### 労働者災害補償責任保険

- 労働災害総合保険
- 業務災害総合保険

#### 信用保険

- 取引信用保険
- ポリティカルリスク保険
- 身元信用保険
- 企業包括補償保険

#### 保証保険

- 入札保証保険
- 履行保証保険

#### 保証

- 公共工事履行保証証券

#### 機械保険

- 機械保険
- 組立保険

#### 建設工事保険

- 建設工事保険

#### 動産総合保険

- 動産総合保険
- テナント総合保険
- 事業経営総合保険

#### 費用・利益保険

- 生産物品質保険

## 2 資産の運用

当社は、保険料として収受した金銭等を、有価証券を中心とした資産で運用を行っています。

## 3 他の保険会社の保険業に係る業務の代理・事務の代行

当社は、生命保険会社を含む4社(グループ会社である外国保険業者からの受託分を除きます)の保険会社の業務の代理または事務の代行を行っています。

## 4 国債等の窓口販売業務

行っていません。

# 運営の態勢

## 1 リスク管理の態勢

### (1) リスク管理の基本方針

当社は、2013年4月1日より日本法人として営業を開始しております。経営形態の変更に伴い、透明性・効率性の高い経営体制の構築と事業基盤の強化を実現するために、より強固なリスク管理態勢を構築します。

当社では、全社的なリスク管理に関する基本的な事項を定

めた「リスク管理方針」を制定しています。この方針では、リスク管理の基本スタンス、管理対象リスク、管理態勢、報告等について定めており、この方針に基づき、事業の健全性等を確保することに努めています。

### (2) 個別リスク管理について

当社は、様々なリスクを統合的に管理するため、「統合リスク管理委員会」を設置しています。その傘下に、財務の健全性確保を目的とした「フィナンシャルリスク管理委員会」を設置し、また、主なリスク分野ごとに「保険引受リスク」「オペレーショナルリスク」「危機管理・事業継続リスク」の各リスク管理委員会を設け、その対象とするリスクについて、リスク管理方針の策定、

リスク管理のための規程・マニュアルの策定・見直し、リスク管理のノウハウの研究等を行っています。これらのリスク管理を、チーフ・リスク・オフィサー (CRO) が統括しています。

個々のリスク分野の管理対象リスク、管理方針、手法等については以下のとおりです。

#### ● フィナンシャルリスク

##### 〈管理対象リスク〉

- ①財務リスク
- ②資産運用リスク
- ③資金繰りリスク

##### 〈リスク管理方針・手法等〉

将来の財政状態の予測により自己資本等の評価・分析を行っています。また、市場 VaR (バリュー・アット・リスク) 等により資産運用リスク量を計測し、自己資本等に与える影響をモニタリングしています。資金繰りリスクについては、キャッシュフロー予測やストレステストを用いて管理を行っています。

#### ● 保険引受リスク

##### 〈管理対象リスク〉

- ①一般保険リスク (責任準備金および支払備金にかかわる管理を含む)
- ②自然災害リスク
- ③巨大リスク
- ④再保険リスク
- ⑤第三分野保険の保険リスク

##### 〈リスク管理方針・手法等〉

管理対象リスクの把握・評価、改善策の立案・実施、モニタリング等のプロセスコントロールを実施することにより、適切にリスク管理を行っています。

#### ● オペレーショナルリスク

##### 〈管理対象リスク〉

- ①事務リスク
- ②保険金支払事務リスク
- ③システムリスク
- ④その他①から③に準じるリスク

##### 〈リスク管理方針・手法等〉

管理対象リスクの把握・評価、改善策の立案・実施、モニタリング等のプロセスコントロールを実施することにより、適切にリスク管理を行っています。

#### ● 危機管理・事業継続リスク

##### 〈管理対象リスク〉

社員の生命または身体に被害を及ぼす、あるいは事務所建物・什器備品に甚大な被害を

与えるような、以下の「大規模災害」等により発生する危機管理・事業継続リスクを対象としています。

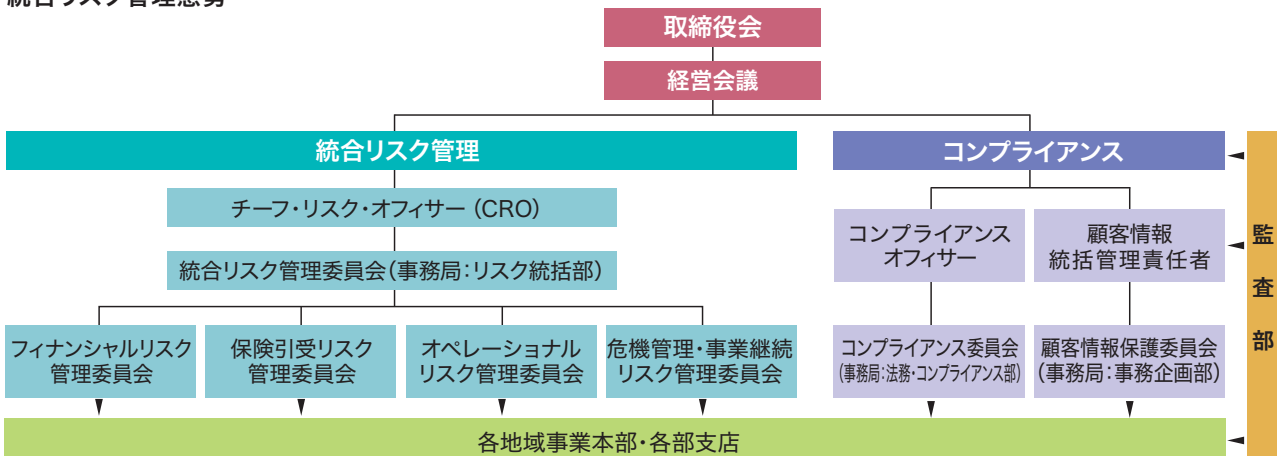
##### ■ 大規模災害

- ①地震、風水害、台風などの自然災害
- ②新型インフルエンザなどの伝染病
- ③火災、ガス爆発
- ④テロ、爆破
- ⑤生化学兵器
- ⑥その他上記①から⑤に類する災害

##### 〈リスク管理方針・手法等〉

事務処理規程・マニュアル等を整備し、大規模災害により当社に関連する損害・損失 (人的損失・財産損失・利益損失・賠償損失)・重大な事態が発生した場合に、速やかに危機管理体制を構築し事業継続対応を実施し、かかる損害・損失・重大な事態を極小化するよう努めています。

### 統合リスク管理態勢



# 運営の態勢

## (3) 再保険についての方針

再保険とは、保険会社が引き受けた保険契約に基づく保険金支払責任（リスク）の一部または全部を他の保険会社に移転することをいいます。これは、自社のリスクを管理するためにやっているもので、リスクを他社に移転することを出再、他社から引き受けることを受再といえます。

当社では、日本での事業の特性や規模に見合った出再をグループ内外の保険会社・再保険会社との間で行い、事業の安定・拡大を図っています。また、AIGグループ全体としては日本を含む全世界規模でリスクを捉え、自然災害モデルや保険

数理的な手法を駆使し、グループとしての財務力に照らしてリスク保有水準を定めると共に、リスクの集積や異常災害等に備える適切な出再を行い、事業の安定強化を図っています。出再先については、AIGの専門担当部署による審査も踏まえ、外部格付け機関による格付けを参考にして信頼性の高い保険会社・再保険会社に限定することで、安定した再保険カバーの確保と信用リスクの回避・軽減に努めています。

受再については、基本的に抑制的な方針で臨んでいます。

## 2 コンプライアンス（法令等遵守）の態勢

### (1) コンプライアンス基本方針

当社は、損害保険事業を通じて広く経済・社会に貢献すると共に、公正・健全かつ透明性の高い事業活動ならびにお客さま目線での適切な業務運営を継続的に実現することを目指します。そのため、法令等遵守（コンプライアンス）を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、その重要性を全従業員に徹底し、日々の事業活動を行ってまいります。

### (2) コンプライアンスの推進態勢

全社横断的なコンプライアンス態勢の整備と確立を図るため、コンプライアンスオフィサーを配置しています。その傘下にコンプライアンスの一元的管理部門として法務・コンプライアンス部を設置し、具体的施策の立案・実行と進捗状況のモニタリング、取締役会ならびに経営会議への定期的な報告等を通じて、皆さまからの信頼にお応えできるようコンプライアンスの推進・定着を図っています。

また、コンプライアンス関連部門、業務部門の部門長等を構成員とするコンプライアンス委員会を設置し、事業年度ごとに策定する「コンプライアンス・プログラム」を通じて、保険募集や保険金支払等の業務の適切性の確保に努めています。

お客さまとの接点である全国の各拠点には、社員・損害保険募集人に対するコンプライアンス教育のサポート、コンプライアンスの遵守状況の点検・報告等を担う「コンプライアンスマネージャー」と「コンプライアンス担当者」を配置し、「地区コンプライアンスオフィサー」と共に、それぞれの地域・拠点におけるコンプライアンス態勢の維持・向上に努めています。

### (3) コンプライアンス・プログラム

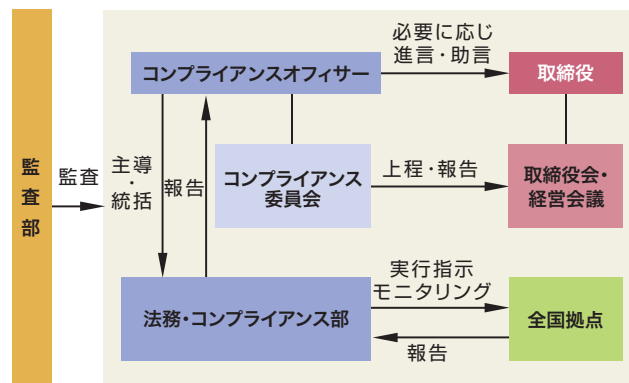
コンプライアンス態勢強化のための具体的施策として、事業年度ごとに全社的な活動計画である「コンプライアンス・プログラム（全社版）」を策定しています。取組状況の確認は四半期ごとに法務・コンプライアンス部により実施され、コンプライアンス委員会への報告と共に、全体の進捗および特に重要な項目に関しては、取締役会ならびに経営会議に定期的に報告されます。

また各拠点における活動計画として「コンプライアンス・プログラム（拠点版）」を作成し、コンプライアンス態勢の醸成に取り組んでいます。

### (4) コンプライアンス・マニュアル

社員のコンプライアンス意識の向上、保険業務に関連する各種法令等の理解促進を目的とした「社員用コンプライアンス・マニュアル」、保険募集態勢の強化を目的とした「損害保険代理店のためのコンプライアンス・マニュアル」を作成・配布し、コンプライアンス知識の周知徹底に努めています。

### コンプライアンス推進態勢



## (5) コンプライアンス教育・研修

コンプライアンス教育・研修は、コンプライアンス意識の向上と醸成に欠くことのできない重点施策として、拠点別集合研修、社内教育システム（eラーニング）による研修等を計画的に役職員ならびに損害保険募集人に対して実施しています。

## (6) モニタリング

業務運営状況の適切性の検証は「店内点検」あるいは「監査部監査」の形で実施されています。さらに法務・コンプライアンス部は、拠点への各種モニタリングを継続して実施し、健全な業務運営を実現する態勢の強化を図っています。

## (7) 内部通報制度

当社では、「内部通報の奨励と通報者を保護するための規程」を定め、役職員その他会社の業務にかかわる者が、通報者として内部通報を行ったことにより不利益・不当な待遇等を受けることを防止すると共に、通報の対象となった者に対する適切な取扱いを図っています。

# 3 利益相反管理方針

### 1. 方針

当社は、保険業法その他の関連法令を遵守し、当社の保険関連業務に関するお客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を管理することに努めます。

### 2. 社内規程等の整備

第1項の目的を達成するために、当社において利益相反管理に関する社内規程、マニュアル等を整備し、適正に業務を遂行します。

### 3. 利益相反管理の対象となる取引およびその類型

#### (1) 管理対象取引

本方針に基づく利益相反管理の対象とする取引とは、当社またはAIGの金融機関等（「グループ内金融機関等」）が行う取引に伴い、当社または当社の子金融機関等が行う保険関連業務に係るお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引をいいます。

#### (2) 管理対象取引の類型

当社では、利益相反のおそれのある取引を以下のとおり類型化しています。

- ①お客さまと当社またはグループ内金融機関等との利害が対立する取引
- ②お客さまと当社またはグループ内金融機関等の他のお客さまとの利害が対立する取引
- ③お客さまとの関係を通じて入手した情報を不当に利用して、当社またはグループ内金融機関等が利益を得る取引
- ④お客さまとの関係を通じて入手した情報を不当に利用して、当社またはグループ内金融機関等の他のお客さまが利益を得る取引
- ⑤その他お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引

### 4. 特定方法・管理方法・管理体制

当社では、利益相反のおそれのある取引を以下の方法により特定・管理します。

- (1) 当社は、お客さまとの利益相反を一元的に管理するために利益相反管理統括部署を定めます。
- (2) 当社各部署は、お客さまとの間の取引により取得した情報に照らして、第3項に列挙した類型に該当するおそれがあると判断した場合、直ちに、当社の利益相反管理統括部署に報告します。
- (3) 利益相反管理統括部署は、上記報告を受け、必要に応じて関連部門と協議し、利益相反のおそれのある取引に該当するか否かを判断します。
- (4) 利益相反管理統括部署は、利益相反のおそれのある取引に該当すると判断する場合には、以下に掲げる方法またはその他適切な措置をとります。
  - ①対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する。
  - ②対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する。
  - ③対象取引またはお客さまとの取引を中止する。
  - ④対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれのあることについて、お客さまに適切に開示する。

# 運営の態勢

## 4 反社会的勢力に対する基本方針

当社は、業務の適切性および健全性を確保するため、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に毅然とした姿勢

で臨み、「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、当社ホームページ上 (<http://www.aiu.co.jp>) で公表しています。

### 反社会的勢力に対する基本方針

#### 1. 取引を含めた一切の関係遮断

取引関係（提携して融資取引を実施する場合を含む。）も含め、反社会的勢力とは、一切の関係を持ちません。

反社会的勢力に関する情報の収集に努めるとともに、取引関係の審査を行います。取引後に反社会的勢力と判明した場合には、利益供与とならないよう、必要な措置を講じます。

反社会的勢力による不当要求に対しては断固として拒絶します。

#### 2. 組織としての対応

反社会的勢力との関係遮断にあたっては、組織全体として対応し、役員、社員および代理店の安全を確保します。

#### 3. 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力による不当要求が、役員、社員および代理店等の不祥事を理由とするものであっても、その事実を隠ぺいするための裏取引や資金提供は一切行いません。

#### 4. 外部専門機関との連携

反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築します。

#### 5. 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力による不当要求等に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行います。

## 5 顧客情報保護に関する態勢

皆さまの大切な情報の保護と管理態勢の強化は、社会的要請であるばかりでなく、当社業務遂行の健全性と適切性の確保の観点からも重要であるとの認識から、その強化に努めています。

具体的には、「個人情報の保護に関する法律」および関連するガイドラインを遵守するための諸規程を作成して、役職員にその遵守を徹底しています。また、顧客情報管理の総責任者として「顧客情報統括管理責任者」を任命すると共に、管理体制の整備および推進に関する協議等を行うための機関として「顧客情報保護委員会」を設置し、組織態勢面の強化を図っています。

同委員会では事業年度ごとに個人情報保護計画を策定しています。

- ① 顧客情報保護の重要性を社員および代理店に徹底させるための教育・研修プログラムを一層充実させ継続的に実施する
- ② クレジットカード等の重要個人情報のセキュリティー強化を含むシステム面の安全管理措置の向上を図る
- ③ 点検や監査を実施して内部管理態勢を確立する（代理店、外部委託先を含む）
- ④ 顧客情報の紛失や誤送付等の事案における原因の分析および再発防止策を策定・実行する

なお、顧客情報の保護に関しては「プライバシーポリシー」を定め、当社ホームページ上 (<http://www.aiu.co.jp>) で公表しています。

※下記ポリシーは、当社が法令等に基づきホームページで公表している内容を一部抜粋して掲載するものです。

## ■ プライバシーポリシー

AIU損害保険株式会社（以下「当社」という）は、皆様にご信頼いただき、選んでいただける保険会社となるため、皆様の大事な個人情報の保護を重要な社会的責務であると認識しております。当社は、「個人情報の保護に関する法律」その他の規範を遵守するための諸規程を作成して、役職員に遵守させています。具体的には、以下の基本方針に基づき、皆様の個人情報の保護に取り組んでまいります。

### 1. 個人情報の利用目的

当社は、個人情報を次の目的のために利用します。

- (1) 各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- (2) 関連会社・提携会社を含む各種商品やサービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- (3) 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- (4) その他保険に関連・付随する業務

### 2. 収集する個人情報の種類

当社は、ご本人の住所、氏名、生年月日、性別、職業、電話番号、健康状態等、保険契約の締結、維持管理、商品のご案内ならびに諸サービスの提供に必要な個人情報を収集しています。

### 3. 個人情報の第三者への提供

当社は、次の場合を除いて、ご本人の個人情報を第三者に提供することはありません。

- (1) あらかじめ、ご本人が同意されている場合
- (2) 利用目的の達成に必要な範囲内において、業務を外部（当社代理店を含む）へ委託する場合
- (3) 再保険の手続をする場合
- (4) ご本人の保険契約内容を保険業界において設置運営する制度に登録する等、保険制度の健全な運営に必要であると考えられる場合
- (5) その他法令に根拠がある場合

### 4. 個人情報の管理方法

当社は、ご本人の個人情報を正確、最新なものにするよう常に適切な処置を講じています。また、法令等により要請される、組織的、技術的、人的な各安全管理措置を実施し、ご本人の個人情報への不当なアクセス、個人情報の紛失・破壊・改ざん・漏えい等を防止するため、万全を尽くしています。なお、当社の委託を受けて個人情報を取り扱う会社にも、同様に厳重な管理を行わせています。万一、個人情報に関する事故が発生した場合には、迅速かつ適切に対応いたします。

### 5. 個人情報の開示、訂正等、利用停止等

当社は、ご本人の個人情報の開示、訂正等（訂正、追加、削除）、利用停止等（利用停止、中止）のご請求があった場合は、ご本人であることを確認させていただいたうえで、当社業務に支障のない範囲内で対応いたします。なお、ご要望にお応えできない場合は、ご本人に理由を説明いたします。これらの具体的な請求手続きについては、下記のお問合せ先までご連絡ください。

### 6. 個人情報取扱いに関する継続的改善

当社は、個人情報の取扱いに関して定期的に見直し、一層の個人情報保護のために継続的改善に取り組んでまいります。なお、当社の個人情報の取扱いについてのご意見は、下記のお問合せ先へご連絡ください。適切に対処いたします。また、このプライバシーポリシーの内容に変更が生じた場合、すみやかにご通知するか当社のホームページ等に掲載し、公表いたします。

### 個人情報に関するお問合せ先

#### AIU損害保険株式会社 お客さま情報相談窓口：

〒130-8560 東京都墨田区錦糸1-2-4 アルカウエスト  
電話 0120-336-112（通話料無料）

9：00～17：00（土日・祝日・年末年始を除く）

なお、ご契約内容、事故、保険金・給付金のご請求については、保険証券に記載の営業店・代理店等にご照会ください。ご本人であることを確認させていただいたうえで対応させていただきます。

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人 外国損害保険協会の対象事業者です。

#### 一般社団法人 外国損害保険協会

ホームページアドレス：<http://www.fnlia.gr.jp>

また、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を下記にて受け付けております。

#### 一般社団法人 保険オンブズマン

電話：03-5425-7963

受付時間：9：00～17：00（但し、12：00～13：00を除きます）

土日、休日、年末年始等は休みです。

ホームページアドレス：<http://www.hoken-ombs.or.jp/>

# 運営の態勢

## 6 内部統制とガバナンス態勢

### (1) 内部統制の考え方

当社は、業務運営の有効性・効率性の向上、財務報告の適切性および信頼性の確保、法令等の遵守、資産の保全を目的として、会社法および会社法施行規則に基づき、取締役会にて「内部統制基本方針」を定め、内部統制システムの構築・運用に取り組んでいます。

**内部統制基本方針** 当社は、安定的かつ持続的な経営基盤を構築するため、内部統制基本方針を定める。

#### I 目的

当社は、業務運営の有効性・効率性の向上、財務報告の適切性及び信頼性の確保、法令等の遵守、資産の保全を目的として内部統制を整備する。

#### II 体制の整備

当社は、この方針を実現するために、以下の通り、体制（内部統制システム）を整備する。

#### 1. 取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、公平で公正な高い倫理観に基づき、透明性のある事業活動とお客さまから信頼される業務遂行のために、コンプライアンス基本方針を定め、これを含む各種方針が確実に実行される態勢を確保、整備する。
- (2) 当社は、コンプライアンス基本方針に基づくコンプライアンス態勢の維持と確立の実行のため、具体的な活動計画としての「コンプライアンス・プログラム」を毎年作成し、アクションプランの遂行並びに定期的なモニタリングを通じて、態勢を定着、強化する。
- (3) 当社は、コンプライアンスの推進、強化と周知を図るため、コンプライアンスオフィサー、コンプライアンス委員会、並びにコンプライアンスを統括する部門を設置し、法令等遵守態勢を整備する。
- (4) 当社は、法令違反等における社内の報告・調査態勢を整備し、迅速・的確な対応を図る。なお、社内に一般的な報告ルート他、通報者が直接相談できる窓口を設置し通報者の保護を図るとともに、問題を早期に発見する内部通報制度を整備する。
- (5) 当社は、顧客情報を適正に取り扱うため、顧客情報の取り扱いに関する規程、事務要領等を整備する。併せて情報セキュリティの安全管理措置と共に、取締役、執行役員および使用人の高い情報管理意識を醸成する態勢を整備する。
- (6) 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し、取引を含めた一切の関係を遮断し如何なる不当要求に対しても毅然とした姿勢で組織的に対応する。
- (7) 当社は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう利益相反に関する社内規程、マニュアル等を整備し、適切に管理する。

#### 2. 取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、文書等管理規程等を定め、取締役会等の重要会議の議事録および関連資料、その他取締役および執行役員の職務執行に係る情報を含む重要文書等を適切に保存および管理する。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他体制

- (1) 当社は、統合リスク管理方針および各リスク管理方針等を定め、当社をとりまく経営環境及び事業活動に係る様々なリスクを効率的かつ効果的に管理する。
- (2) 当社は、会社全体のリスク管理を統括する部門を設置するとともに、各種のリスク分野毎に主管部門および委員会を定め、事業活動に係る様々なリスクを管理する。また、会社全体のリスクを

統合的かつ総合的に管理するために、統合リスク管理委員会を設置し、統合的かつ横断的にリスク管理の状況を点検し、改善を推進する。

- (3) 当社は、大規模災害、基幹システムの停止等、当社の事業に重大な影響を及ぼす危機が発生した場合に備え、当社の危機管理態勢に係る規程等をあらかじめ定め、迅速かつ適切な対応並びに損失および事業停止期間の極小化を図るための態勢を整備する。

#### 4. 取締役および執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、経営戦略および経営計画に則って、事業計画（数値目標等を含む）を策定し、当該計画の実施状況をモニタリングする。
- (2) 当社は、効率的な業務執行を実現するため、組織規程、業務分掌規程、その他社内規程を定める。
- (3) 当社は、取締役会規程および経営会議規程を定め、重要な業務の遂行に係る意思決定を行なう機関として取締役会を設置する。また、取締役会の決議により権限を付与された事項および重要な個別案件に関して適用法令上可能な範囲における意思決定を行なう機関として、経営会議を設置する。
- (4) 当社は、会社業務の適確かつ迅速な執行に資するため、執行役員制度を採用する。執行役員は取締役会において選任され、取締役会が定めた責務を遂行する。

#### 5. 財務報告の適切性と信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の適切性と信頼性を確保するための内部統制を策定し、これを適切に運用し、評価する態勢を整備する。

#### 6. 監査役を補助すべき使用人およびその使用人の取締役および執行役員からの独立性を確保するための体制

- (1) 当社は、監査役を補助すべき使用人に関する規程に基づき、使用人の中から監査役を補助すべき使用人を選任することができる。
- (2) 当社は、監査役を補助すべき使用人に関する規程に基づき、監査役を補助すべき使用人の選任、解任、処遇の決定、人事上の評価について常勤監査役の同意を求めることにより、取締役および執行役員からの独立性を確保する。

#### 7. 取締役、執行役員および使用人の監査役への報告に関する体制

- (1) 監査役は、取締役会のほか、経営会議その他の重要な会議または委員会に出席することができる。
- (2) 取締役、執行役員および使用人は、法令および規程に定められた事項に関する報告を行なう。また、監査役がその職務の執行に必要であるとして法令または規程に定めのない事項について報告を求めるときであっても、速やかに対応する。

#### 8. その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

- (1) 取締役は、監査役の職務執行のために必要な監査環境を整備する。
- (2) 代表取締役は、監査役と定期的な会合を持ち、監査上の重要課題などについて意見を交換する。



9. 内部監査の実効性を確保するための体制

- (1) 当社は、内部監査の効率性および実効性を確保するため、内部監査部門の独立性を確保し、当社のすべての業務活動を対象として、公正不偏かつ客観的な立場で内部監査を実施する。
- (2) 内部監査部門には、専門性を有する内部監査人を配置すると同時に、適正な要員規模を確保する。
- (3) 当社は、内部監査規程に内部監査に関わる基本的事項を定めるとともに、リスクベースを基本とした内部監査計画に基づき適切に内部監査を実施する。
- (4) 内部監査部門は、内部監査結果および改善状況等を定期的に取締役会等に報告する。

10. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、親会社であるAIGジャパン・ホールディングス株式会

- 社、AIGグループの基本思想、理念および経営ビジョンを共有し、これらの定める各種基本方針に従い、これに則って適正に事業の運営を行う。
- (2) 当社は、AIGグループ共通の「AIG行動規範」を取締役、執行役員および使用人に周知徹底する。
- (3) 当社は、親会社に対して、グループの経営管理、コンプライアンス、リスク管理、内部監査等の各分野について必要に応じて適宜報告を行なうとともに、親会社内部監査部門との連携も行う。
- (4) 当社は、AIGグループに属する他社との取引、業務提携、新規事業等を開始する場合に際して、事前にそれらの取引等の適切性・適法性を十分に検討し、不適切な取引の発生を防止する。
- (5) 親会社の監査役が、当社の内部統制システムの整備状況について監査等を行うときは必要な協力をする。

(2) コーポレートガバナンス態勢

ガバナンス態勢の全体像

当社は、監査役会設置会社として、取締役会を中心とする経営体制を確立しています。2013年4月1日にエイアイユー インシュアランス カンパニー日本支店から日本法人であるAIU損害保険株式会社となり、コーポレートガバナンス態勢の整備・強化を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、積極的に努めてまいります。なお、当社は完全親会社であるAIGジャパン・ホールディングス株式会社との間で経営管理契約を締結し、同社から経営に関する助言等を受けています。

業務監督機能と執行機能との分離

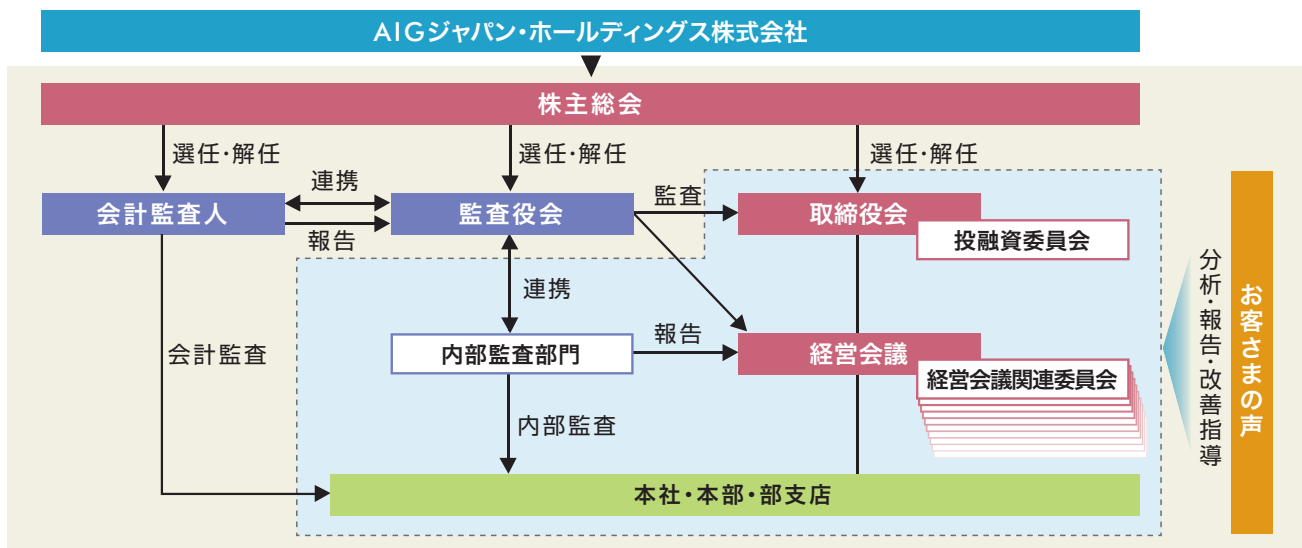
意思決定機関を、経営における最終意思決定ならびに業務監督機能を担う取締役会と、業務執行面の意思決定を担う経営会

議とに分離することにより、迅速かつ適正なガバナンス態勢を構築しています。なお、当社は執行役員制度を導入し、経営重要事項の決定および監督を担う取締役会と執行責任を担う執行役員との役割分担の明確化をしております。

取締役会においては、月次で開催し、取締役の職務の執行の監督、当社の経営基本方針やその他重要な規程・方針の討議と決定、業務執行におけるリスクの計測・評価・分析状況、重大な内部監査改善計画の進捗、コンプライアンスプログラムの進捗状況、および、業務改善計画等で定められている重大な改善策の進捗・執行状況の確認等の監督を行います。

経営会議は、原則毎週開催し、代表取締役社長および取締役が取締役会から与えられた権限の範囲内において、事業上の適切かつ迅速な経営の意思決定を行います。

当社におけるコーポレートガバナンス態勢



# 運営の態勢

## 牽制機能の強化

当社は、業務部門に対する牽制機能強化の一環として、監査・コンプライアンス・リスク管理部門の質・量両面での強化を推進しております。これらの部門は、いずれも業務部門に対する独立性が保たれ、それぞれが独自の役割・視点・手法に基づいて業務の適切性を検証し、取締役会または経営会議への報告を行います。なお、2014年7月現在、監査役3名で構成された監査役会が設置されており、監査役会で制定された監査方針および監査計画に基づき、取締役会およびその他重要委員会・会議等への出席や業務状況の調査を通じて、取締役の職務執行を監査しています。また、会社法・保険業法の定めにより作成すべき書類については、社外会計監査を受けております。

## “お客さまの声”の積極的活用

当社は、契約者や外部有識者の声を積極的に活用することで適切な業務運営を実現していきます。

その一環として、“お客さまの声”を業務改善へ活用できる重要な提案と位置づけ、経営陣を先頭に「お客様の声検証会議」を月次で開催し、指摘された課題の解決に取り組んでいます。

また、保険金支払いにおける業務運営の適切性を検証するため、医療関係従事者・弁護士・大学教授等の有識者を交えた第三者による検証機関として、保険金支払審査会を四半期ごとに開催し、経営会議への報告を行っております。

その他、お客様相談室に「保険金支払い不服お申し出窓口」を設け、相談のあった案件については、毎月開催される「保険金支払検証会議」を通じ、保険金支払管理部門において再審査を行う体制を整備しております。

## 7 内部監査について

内部監査部門は、すべての部門や業務の中から、リスク・アプローチによりリスクが高い分野やコントロールが不十分な可能性のある分野に優先順位をつけたうえで、本店各部門や地域事業本部、損害サービスセンターに対する業務監査を実施し、全社的なリスク管理プロセスやコンプライアンス態勢の有効性のモニタリングや評価を行っています。内部監査を通じて発見した事項と関連するリスク、および改善策や是正措置が記載された監査報告書は、経営陣に対する経営課題の解決に向けた有益な情報として活用されています。

内部監査部門長は、経営会議等のオブザーバーとして、経営執

行状況を恒常的にモニタリングしており、経営陣の職務執行状況や監査結果を取締役会、監査役ならびに親会社の内部監査部門長に直接・間接的に報告する仕組みを保持しており、内部監査部門の独立性を確保しています。

内部監査部門では、公認内部監査人(CIA)の資格を取得することをスタッフに奨励すると共に、公認情報システム監査人(CISA)等の資格保有者の配置、内外の研修の積極的な受講等により、内部監査機能の専門性の維持・向上を図り、当社の内部統制の強化に貢献できる態勢の整備に努めています。

## 8 お客さま満足度向上に向けた取り組み

### (1) お客さまの声を把握する取り組みの実施

当社では、お客さまの声を経営に反映させ、お客さまのニーズにマッチした商品やサービスをお届けできるよう取り組んでいます。2013年度は次のような取り組みを行いました。

#### 商品・サービス改善のための調査

##### ● ネットプロモータースコア(NPS)パイロット調査

将来の本格的な顧客満足度調査実施の布石として、当社の企業向け傷害保険契約者を対象として、当社の商品、サービスおよび担当者からの説明等に対するお客さまの満足度を回答いただく調査を試験的に行いました。

#### お客さま満足度調査アンケート

保険金支払業務について通年当社で実施している「お客さま満足度調査」<sup>※1</sup>では、満足度93.6%(2013年11月末までの過去1年間:「満足」「やや満足」の合計)というお客さまの評価をいただきました。また、「やや不満」「不満」という回答をいただいたお客さまに対しては、担当責任者が直接連絡をとり、その原因をお聞きするなど、お客さまの声をサービス内容の充実や社員教育に活かしています。

(※1) お客さま満足度調査: 保険金をお支払いしたすべてのお客さまに対して当社が実施している、損害サービスに関するアンケート(「満足」「やや満足」「ふつう」「やや不満」「不満」の5段階評価)において、有効回答のうち「満足」か「やや満足」とご回答いただいたお客さまの割合。

## お客様の声(苦情)の把握

お客様の声を把握する取組みとしては、ご意見等への対応も大きな役割を果たしています。本社お客様相談室、全国の部支店、損害サービスセンター、代理店等を通じて2013年度に当社に寄せられたお客様の声は年間3,436件(2013年4月～2014年3月)にのびりました。これらの声は「お客様の声データベース」へ登録され、お客様相談室、業務品質改善部、商品管理部および関係社員・部門間で共有して、的確かつ迅速に問題に対応しています。また、お客様の声は毎月「お客様の声検証会議」の場で分析・管理して再発防止、業務の改善、商品・サービスの改定に役立てると共に、その内容は経営会議に報告されています。

### 2013年度お客様の声受付概要(2013年4月～2014年3月)

保険種目別	
自動車保険	996
火災保険	672
傷害保険	1,503
その他の保険	181
その他(保険種目に関係ないもの)	84
合計	3,436

※上記合計件数には、「保険金支払い不服お申し出窓口」へご連絡いただいた12件を含みます。

### 内容別(重複あり)

契約募集・保全関係	1,488
保険金支払関係	918
接客態度・マナー関係	858
その他	433
合計	3,697

## (2) お客様の声を踏まえた商品・サービス改善や業務改善について

当社では、お客様の声を商品・サービスおよび日常業務の改善に役立てています。2013年度には次のような取組みを行いました。

### 商品・サービスの改善

#### ●海外旅行保険の改定

#### 利便性の向上

旅行中の病気やケガで治療を受けたい場合に便利な、当社が提携する治療費用の立替が不要な病院の所在地等、キャッシュレス・メディカルサービスのご案内を、契約証と共に交付する小冊子に記載しています。これまで、病院の廃止や連絡先等の変更を適時お客様にお伝えすることが困難でしたが、当社ホームページに提携病院の一覧表を掲載し、常に最新の情報をお客様に提供できるよう改めました。

#### ●こども総合保険の改定

#### 補償内容の充実

PTAや学校を通じてご契約いただいているこども総合保険の団体契約において、加入者等からご要望の多い『示談交渉サービス』の提供を開始しました。他人にケガを負わせたり他人の物を破損し、お客様に法律上の損害賠償責任が生じた場合に、一定の条件のもとで、当社の損害サービス社員が、被害者との交渉や示談を行うことができるようになりました。

#### ●シニア向け医療保険パンフレット・約款の改定

#### 利便性の向上

40歳から80歳までのシニア層専用医療保険としてご好評をいただいている「シニアにきちんと! 医療保険」については、募集文書上の文字が小さい(見にくい)とのご指摘がありました。そこで、商品改定にあわせて、パンフレットおよび保険約款の文字の大きさを従前より拡大し、高齢のお客様が読みやすくより理解しやすくなるよう配慮しました。

### 主な業務の改善

#### ●年末年始休業日の改定

当社は、これまで12月31日から翌1月4日までの5日間を年末年始の休業日としていましたが、2013年度からは、12月30日から1月3日までの5日間を休業日とするよう改めました。年明け1月4日が平日の場合は、他の多くの事業者と同様にこの日から営業することで、お客様の利便性向上を図りました。

#### ●高齢者・障がい者等への保険募集

保険募集の際、当社の保険募集人が、高齢者・障がい者等の特性(理解力・判断力)に配慮し、より丁寧な説明を行うよう、募集人向けのコンプライアンスマニュアルを通じて意識付けを行いました。

# 運営の態勢

## (3) お客さまの声について中立・公正な立場で問題解決する損害保険業界関連の紛争解決機関

### ①「一般社団法人保険オンブズマン」

当社は、法律に定められた指定紛争解決機関である一般社団法人保険オンブズマンと手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、解決の申立てを行うことができます。詳しくは下記ホームページをご参照ください。

#### 一般社団法人保険オンブズマン

電話：03-5425-7963

受付時間：9:00～17:00（但し、12:00～13:00を除きます）

土日、休日、年末年始等は休みです。

ホームページアドレス：<http://www.hoken-ombs.or.jp/>

#### 「保険オンブズマン」について

一般社団法人保険オンブズマンは、保険の事業者に関する苦情や、お客さまと保険の事業者の間のトラブルを、公正・中立、簡易・迅速に解決することを目的に設立された専門機関です。

法律の規定に基づき、受け付けた苦情について事業者に解決を依頼するなど、適正な解決に努めると共に、当事者間でトラブルを解決できない場合には、消費者相談や法律の専門家等が紛争解決手続きを実施します。

保険オンブズマンが取り扱う苦情やトラブルの範囲は、保険オンブズマンと契約を締結した事業者の業務に関するものに限られます。現在、保険オンブズマンと契約を締結している主な事業者は、外資系損害保険会社と保険仲立人です。

### ②「一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構」

自賠責保険（自賠責共済）の保険金（共済金）の支払いをめぐる紛争の、公正かつ的確な解決を通して、被害者の保護を図るために設立され、国から指定を受けた紛争処理機関として、一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構があります。同機構では、自動車事故に係る専門的な知識を有する弁護士、医師、学識経験者等で構成する紛争処理委員が、自賠責保険（自賠責共済）の支払内容について審査し、公正な調停を行います。同機構が取り扱うのは、あくまで自賠責保険（自賠責共済）の保険金（共済金）の支払いをめぐる紛争に限られますので、ご注意ください。詳しくは、同機構のホームページ（<http://www.jibai-adr.or.jp>）をご参照ください。

### ③「公益財団法人 交通事故紛争処理センター」

自動車保険の対人・対物賠償保険に係る損害賠償に関する紛争を解決するために、相談、和解のあっせんおよび審査を行う機関として、公益財団法人 交通事故紛争処理センターがあります。専門の弁護士が公正・中立な立場で相談・和解のあっせんを行うほか、あっせん案に同意できない場合は、法律学者、裁判官経験者および弁護士で構成される審査会に審査を申し立てることもできます。詳しくは、同センターのホームページ（<http://www.jcstad.or.jp>）をご参照ください。

# 業績データ

I 事業の概要	28
1. 概況	28
2. 保険引受の状況	28
3. 資産運用の状況	33
4. 単体ソルベンシー・マージン比率	34
II 経理の概況	36
1. 計算書類	36
2. 資産・負債及び損益の明細	42
3. 有価証券等の時価情報	50
4. 第三分野保険の責任準備金の確認	51
5. その他	51

## 業績データについて

- 記載された2013年3月31日以前のデータ及び内容はエイアイユーインシュアランスカンパニー（日本支店）、2013年4月1日以降のデータ及び内容はAIU損害保険株式会社に関する保険業の業績及び財産の状況を表しています。
- 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しています。
- 比率（構成比、利回り等）は記載単位未満を四捨五入して表示しています。
- 金額・比率の「-」は該当がないことを、「0」は数値が記載単位未満であることを表しています。
- 数字頭部の△は、数値がマイナスであることを表しています。
- 「2013年度」は2013年4月1日から2014年3月31日までの期間を、「2013年度末」は2014年3月31日の時点を各々表しています。
- 「元受正味保険料」は特に異なる注釈がない限り、「収入積立保険料」を除いて表示しています。  
「収入積立保険料」は、積立保険の収入保険料から補償部分の保険料、積立解約返戻金等を控除したものです。

## I 事業の概要

## 1 概況

## 主要な経営指標の推移

(単位:百万円)

項目	2009年度(末)	2010年度(末)	2011年度(末)	2012年度(末)	2013年度(末)
元受正味保険料(含む収入積立保険料)	239,708	239,255	242,282	242,722	246,367
正味収入保険料	57,538	54,478	55,186	57,727	59,019
経常収益	61,905	62,593	64,821	63,122	61,989
経常利益(又は経常損失)	△ 577	△ 5,815	△ 4,297	1,130	4,379
当期純利益(又は当期純損失)	△ 2,882	△ 13,144	△ 5,762	△ 117	2,997
資本金(2012年度以前は持込資本金)	10,346	10,346	10,346	10,346	13,762
純資産額	20,235	10,788	5,092	11,169	23,769
総資産額	184,422	175,952	172,025	170,951	159,768
積立勘定資産	13,645	9,964	6,546	3,333	1,448
責任準備金残高	90,498	87,261	81,450	79,627	70,604
貸付金残高	135	68	45	50	22
有価証券残高	117,359	105,365	117,208	116,235	117,948
単体ソルベンシー・マージン比率(%)	785.1	680.1	586.4	738.7	800.0
配当性向	-	-	-	-	-
従業員数(人)	2,249	2,274	2,218	2,150	2,001

(注) 1. 従業員数は、内務職員のみを表示しています。

2. 2011年度末以降の単体ソルベンシー・マージン比率は、平成22年内閣府令第23号及び平成23年内閣府令第11号、並びに平成22年金融庁告示第48号、平成23年金融庁告示第24号及び平成24年金融庁告示第33号(平成24年3月31日から適用)の改正内容を反映した基準に基づいて算出されており、2010年度末以前の単体ソルベンシー・マージン比率は当該改正内容を反映する前の基準に基づいて算出されています。

3. 「配当性向」について、2012年度以前は支社のため記載すべき事項がありません。

また、「資本金」について、同様に2012年以前は支社のため「持込資本金」となっています。

4. 2011年度末と2012年度末の単体ソルベンシー・マージン比率は、リスク量計算過程において修正がありましたので、訂正後の数値を記載しています。

## 2 保険引受の状況

## (1) 元受正味保険料及び正味収入保険料

(単位:百万円)

## ①元受正味保険料(含む収入積立保険料)

種目	2012年度		2013年度	
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
火災	47,121	19.4	48,888	19.8
海上	4,423	1.8	5,048	2.1
傷害	61,908	25.5	59,670	24.2
自動車	52,094	21.5	51,822	21.0
自動車損害賠償責任	2,847	1.2	2,971	1.2
その他	74,326	30.6	77,966	31.7
(うち賠償責任)	( 28,300 )	( 11.7 )	( 29,454 )	( 12.0 )
合計	242,722	100.0	246,367	100.0

(注) 元受正味保険料(含む収入積立保険料) = 元受保険料 - (元受解約返戻金 + 元受その他返戻金)

## ②正味収入保険料

種目	2012年度		2013年度	
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
火災	2,134	3.7	1,156	2.0
海上	854	1.5	968	1.6
傷害	20,324	35.2	21,013	35.6
自動車	15,486	26.8	15,377	26.1
自動車損害賠償責任	3,184	5.5	3,729	6.3
その他	15,742	27.3	16,773	28.4
(うち賠償責任)	( 7,207 )	( 12.5 )	( 7,608 )	( 12.9 )
合計	57,727	100.0	59,019	100.0

(注) 正味収入保険料 = 元受正味保険料 + 受再正味保険料 - 支払再保険料

**(2) 受再正味保険料及び支払再保険料**

(単位:百万円)

**① 受再正味保険料**

種 目	2012年度	2013年度
火災	506	430
海上	597	665
傷害	2,715	1,468
自動車	93	101
自動車損害賠償責任	2,282	2,915
その他	969	1,355
(うち賠償責任)	( 689 )	( 967 )
<b>合計</b>	<b>7,165</b>	<b>6,937</b>

(注) 受再正味保険料 = 受再契約に係る収入保険料 - (受再解約返戻金 + 受再その他返戻金)

**② 支払再保険料**

種 目	2012年度	2013年度
火災	45,493	48,164
海上	4,166	4,745
傷害	44,035	40,042
自動車	36,701	36,546
自動車損害賠償責任	1,945	2,157
その他	59,544	62,547
(うち賠償責任)	( 21,782 )	( 22,813 )
<b>合計</b>	<b>191,887</b>	<b>194,204</b>

(注) 支払再保険料 = 出再契約に係る支払保険料 - (再保険返戻金 + その他再保険収入)

**(3) 解約返戻金及び保険引受利益**

(単位:百万円)

**① 解約返戻金**

種 目	2012年度	2013年度
火災	1,585	1,583
海上	-	-
傷害	866	813
自動車	567	512
自動車損害賠償責任	131	132
その他	381	734
(うち賠償責任)	( 135 )	( 175 )
<b>合計</b>	<b>3,532</b>	<b>3,774</b>

(注) 解約返戻金 = 元受解約返戻金 + 受再解約返戻金 + 積立解約返戻金

**② 保険引受利益**

種 目	2012年度	2013年度
火災	△ 2,611	△ 3,327
海上	374	△ 281
傷害	975	5,398
自動車	735	640
自動車損害賠償責任	-	-
その他	472	913
(うち賠償責任)	( 1,723 )	( 1,412 )
<b>合計</b>	<b>△ 53</b>	<b>3,343</b>

(注) 保険引受利益 = 保険引受収益 - 保険引受費用 - 保険引受に係る営業費及び一般管理費 ± その他収支

## I 事業の概要

## (4) 正味支払保険金及び元受正味保険金

(単位:百万円)

## ① 正味支払保険金

種 目	2012年度	2013年度
火災	865	743
海上	189	343
傷害	7,159	6,692
自動車	8,975	8,261
自動車損害賠償責任	3,223	2,990
その他	5,765	5,930
(うち賠償責任)	( 2,299 )	( 2,225 )
<b>合計</b>	<b>26,178</b>	<b>24,962</b>

(注) 正味支払保険金 = 支払保険金 (元受正味保険金 + 受再正味保険金) - 回収再保険金

## ② 元受正味保険金

種 目	2012年度	2013年度
火災	19,002	14,404
海上	779	1,826
傷害	27,625	27,152
自動車	30,225	27,807
自動車損害賠償責任	3,294	2,448
その他	29,814	29,063
(うち賠償責任)	( 12,641 )	( 11,776 )
<b>合計</b>	<b>110,740</b>	<b>102,703</b>

(注) 元受正味保険金 = 元受保険金 - 元受保険金戻入

## (5) 受再正味保険金及び回収再保険金

(単位:百万円)

## ① 受再正味保険金

種 目	2012年度	2013年度
火災	1,683	427
海上	283	331
傷害	3,231	177
自動車	82	93
自動車損害賠償責任	3,223	2,990
その他	334	310
(うち賠償責任)	( 286 )	( 221 )
<b>合計</b>	<b>8,839</b>	<b>4,330</b>

(注) 受再正味保険金 = 受再保険に係る支払保険金 - 受再保険金戻入

## ② 回収再保険金

種 目	2012年度	2013年度
火災	19,820	14,088
海上	872	1,814
傷害	23,697	20,637
自動車	21,333	19,638
自動車損害賠償責任	3,294	2,448
その他	24,383	23,443
(うち賠償責任)	( 10,628 )	( 9,771 )
<b>合計</b>	<b>93,401</b>	<b>82,071</b>

(注) 回収再保険金 = 出再契約に係る回収保険金 - 再保険金割戻



## (6) 契約者配当金

積立保険（貯蓄型保険）では、満期を迎えられたご契約者に対し、契約時に定めた満期返戻金をお支払いすると共に、保険期間中の運用利回りが予定の利回りを上回った場合には、毎月の満期契約ごとに契約者配当金を計算してお支払いしています。（運用利回りが予定の利回りを下回った場合には0となります。）

したがって、契約者配当金は毎月変動しますが、2013年5月及び2014年5月に満期を迎えられたご契約者にお支払いした契約者配当金は以下のとおりです。

区 分	保険期間	契約者配当金の額	予定の利回り
2013年5月満期	3年	- 円	-
	5年	2,000円	0.5%
	10年	400円	1.3%
2014年5月満期	3年	- 円	-
	5年	- 円	0.5%
	10年	- 円	0.5%

(注) 2013年5月及び2014年5月に満期を迎えた契約に対してお支払いした契約者配当金の額。積立普通傷害保険、満期返戻金50万円、一時払いの場合。2013年5月には、保険期間3年の積立保険（貯蓄型保険）の全契約が満期を迎えました。

## (7) 正味損害率、正味事業費率及びその合算率

(単位：%)

種 目	2012年度			2013年度		
	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率
火災	72.5	131.4	203.9	110.5	217.6	328.2
海上	32.4	19.9	52.4	44.3	85.4	129.7
傷害	44.5	50.1	94.6	38.4	36.9	75.3
自動車	79.4	15.1	94.4	71.5	25.1	96.6
自動車損害賠償責任	107.7	32.9	140.6	88.9	28.6	117.5
その他	50.8	40.5	91.3	44.5	44.9	89.4
(うち賠償責任)	( 40.6 )	( 32.7 )	( 73.3 )	( 36.2 )	( 37.2 )	( 73.4 )
<b>合計</b>	<b>59.9</b>	<b>39.7</b>	<b>99.6</b>	<b>53.5</b>	<b>39.9</b>	<b>93.4</b>

(注) 1. 正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料  
 2. 正味事業費率 = (諸手数料及び集金費 + 保険引受に係る営業費及び一般管理費) ÷ 正味収入保険料  
 3. 合算率 = 正味損害率 + 正味事業費率

## (8) 出再控除前の発生損害率、事業費率及びその合算率

(単位：%)

種 目	2012年度			2013年度		
	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
火災	50.7	53.1	103.7	61.0	48.3	109.3
海上	15.3	32.1	47.4	37.5	42.7	80.2
傷害	47.2	43.4	90.6	42.0	40.1	82.1
(医療)	( 30.2 )			( 31.4 )		
(がん)	( - )			( - )		
(介護)	( - )			( - )		
(その他)	( 48.8 )			( 43.0 )		
自動車	61.9	33.6	95.4	55.5	36.5	91.9
その他	44.9	39.6	84.6	40.1	40.7	80.7
(うち賠償責任)	( 45.3 )	( 37.8 )	( 83.1 )	( 43.7 )	( 38.8 )	( 82.6 )
<b>合計</b>	<b>49.6</b>	<b>41.1</b>	<b>90.7</b>	<b>47.2</b>	<b>40.8</b>	<b>88.0</b>

(注) 1. 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。  
 2. 発生損害率 = (出再控除前の発生損害額 + 損害調査費) ÷ 出再控除前の既経過保険料  
 3. 事業費率 = (支払諸手数料及び集金費 + 保険引受に係る営業費及び一般管理費) ÷ 出再控除前の既経過保険料  
 4. 合算率 = 発生損害率 + 事業費率  
 5. 出再控除前の発生損害額 = 支払保険金 + 出再控除前の支払備金積増額  
 6. 出再控除前の既経過保険料 = 収入保険料 - 出再控除前の未経過保険料積増額  
 7. 傷害のうち「医療」には、メディカル総合保険、ライフスタイル・メディカル総合保険、終身医療保険に係る損害率を表示しています。特約として傷害保険に付帯されている医療給付については、「その他」に含めています。

## I 事業の概要

## (9) 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

(単位：%)

区 分	2012年度	2013年度
国内契約	99.4	99.4
海外契約	0.6	0.6

(注) 上表は、収入保険料(元受正味保険料と受再正味保険料の合計)について国内契約及び海外契約の割合を記載しています。

## (10) 出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位5者の割合

	出再を行った再保険者の数	出再保険料のうち上位5者の出再先に集中している割合(%)
2012年度	37 (5)	90.2 (100.0)
2013年度	18 (3)	96.8 (100.0)

- (注) 1. 再保険者の数は、再保険料ベースで1億円以上出再している再保険者(プール出再を含む)を対象としています。  
 2. 上記の再保険者に対する再保険料は、2012年度では99.7%、2013年度では99.5%となっています。  
 3. ( )内は、第三分野保険に関する数値を表しています。

## (11) 出再保険料の格付ごとの割合

(単位：%)

格付区分	A以上	BBB以上	その他 (格付なし・不明・BB以下)	合 計
2012年度	98.6 (94.9)	- (-)	1.4 (5.1)	100.0 (100.0)
2013年度	98.9 (77.6)	- (-)	1.1 (22.4)	100.0 (100.0)

- (注) 1. 再保険料ベースで1億円以上出再している再保険者を対象としています。ただし、再保険プールを含んでいません。  
 2. 格付区分は以下の方法により区分しています。  
 ①スタンダード&プアーズ社の格付を使用し、同社の格付がない場合は、A.M.Besi社またはFitch社の格付を使用しています。  
 (AIG Inc.の100%子会社については、スタンダード&プアーズ社のAmerican International Groupに対する格付を使用しています。)  
 ②スタンダード&プアーズ社の格付を使用する場合、A-以上は「A以上」、BBB+からBB+までを「BBB以上」、BB以下は「その他(格付なし・不明・BB以下)」に区分しています。  
 ③A.M.Besi社の格付を使用する場合、A-以上は「A以上」、B++及びB+は「BBB以上」、B以下は「その他(格付なし・不明・BB以下)」に区分しています。  
 ④Fitch社の格付を使用する場合、A-以上は「A以上」、BBB+からBB+までを「BBB以上」、BB以下は「その他(格付なし・不明・BB以下)」に区分しています。  
 3. ( )内は、第三分野保険に関する数値を表しています。

## (12) 未収再保険金

(単位：百万円)

	2012年度	2013年度
1 年度開始時の未収再保険金	31,915 ( 1 )	26,172 ( 1 )
2 当該年度に回収できる事由が発生した額	88,850 ( 11 )	78,989 ( 20 )
3 当該年度回収等	94,593 ( 11 )	91,292 ( 17 )
4 1+2-3=年度末の未収再保険金	26,172 ( 1 )	13,870 ( 4 )

- (注) 1. 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いています。  
 2. ( )内は、第三分野保険に関する数値を表しています。

### 3 資産運用の状況

#### (1) 資産運用の概況

(単位:百万円)

区 分	2012年度末		2013年度末	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
預貯金	7,723	4.5	8,216	5.1
コールローン	—	—	—	—
買現先勘定	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—
商品有価証券	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—
有価証券	116,235	68.0	117,948	73.8
貸付金	50	0.0	22	0.0
土地・建物	425	0.2	369	0.2
<b>運用資産計</b>	<b>124,435</b>	<b>72.8</b>	<b>126,558</b>	<b>79.2</b>
<b>総資産</b>	<b>170,951</b>	<b>100.0</b>	<b>159,768</b>	<b>100.0</b>

#### (2) 利息・配当収入及び運用利回り

(単位:百万円)

区 分	2012年度		2013年度	
	金 額	利回り(%)	金 額	利回り(%)
預貯金	0	0.00	7	0.09
コールローン	—	—	—	—
買現先勘定	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—
商品有価証券	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—
有価証券	1,242	1.13	1,278	1.16
貸付金	1	3.55	2	5.06
土地・建物	—	—	—	—
<b>小計</b>	<b>1,244</b>	<b>1.08</b>	<b>1,287</b>	<b>1.09</b>
その他	—	—	—	—
<b>合計</b>	<b>1,244</b>	<b>1.08</b>	<b>1,287</b>	<b>1.09</b>

#### (3) 海外投融資残高及び利回り

(単位:百万円)

区 分	2012年度(末)		2013年度(末)		
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)	
外貨建	外国公社債	—	6,258	26.1	
	外国株式	—	—	—	
	その他	—	—	—	
	<b>計</b>	<b>—</b>	<b>6,258</b>	<b>26.1</b>	
円貨建	非居住者貸付	—	—	—	
	外国公社債	20,648	100.0	17,682	73.9
	その他	—	—	—	—
	<b>計</b>	<b>20,648</b>	<b>100.0</b>	<b>17,682</b>	<b>73.9</b>
<b>合計</b>	<b>20,648</b>	<b>100.0</b>	<b>23,941</b>	<b>100.0</b>	
海外投融資利回り	2.92%		1.14%		

(注) 海外投融資利回りは、資産運用利回り(実現利回り)を表示しており、預貯金は含んでいません。

## I 事業の概要

## 4 単体ソルベンシー・マージン比率

(1) 単体ソルベンシー・マージン比率等の状況  
(保険会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況)

(単位:百万円)

項目	2012年度末 (現行基準)	2013年度末 (現行基準)
(A) 単体ソルベンシー・マージン総額	52,024	58,030
供託金	200	—
価格変動準備金	80	128
危険準備金	205	205
異常危険準備金(地震危険準備金を含む)	39,839	33,110
一般貸倒引当金	44	25
その他有価証券の評価差額(税効果控除前)	7,145	8,212
土地の含み損益	—	—
資本金及び剰余金	4,491	16,338
払戻積立金超過額	—	—
負債性資本調達手段等	—	—
払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段のうち、マージンに算入されない額	—	—
控除項目	—	—
その他	18	10
(B) 単体リスクの合計額		
$\sqrt{(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4)^2+R_5+R_6}$	14,084	14,506
一般保険リスク(R <sub>1</sub> )	5,738	6,149
第三分野保険の保険リスク(R <sub>2</sub> )	—	—
予定利率リスク(R <sub>3</sub> )	220	202
資産運用リスク(R <sub>4</sub> )	8,430	8,698
経営管理リスク(R <sub>5</sub> )	526	367
巨大災害リスク(R <sub>6</sub> )	3,176	3,319
(C) 単体ソルベンシー・マージン比率(%) [(A) / {(B) × 1/2}] × 100	738.7	800.0

(注) 1. 「単体ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条、第161条(単体ソルベンシー・マージン)及び第87条、第162条(単体リスク)並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出された比率です。

なお、「現行基準」は平成22年内閣府令第23号及び平成23年内閣府令第11号、並びに平成22年金融庁告示第48号、平成23年金融庁告示第24号、平成23年金融庁告示第25号、及び平成24年金融庁告示第33号(平成24年3月31日から適用)の改正内容を反映した基準であり、「旧基準」とは当該改正内容を反映前の基準です。(2011年度末以降は「現行基準」に基づいて算出しているため、「旧基準」による表示はありません。)

2. 2012年度末の単体ソルベンシー・マージン比率は、リスク量計算過程において修正がありましたので、訂正後の数値を記載しています。

## (2) 単体ソルベンシー・マージン比率とは

1. 損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
2. こうした「通常の予測を超える危険」を示す「単体リスクの合計額」(P. 34表の(B))に対する「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(すなわち単体ソルベンシー・マージン総額：P. 34表の(A))の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたものが、「単体ソルベンシー・マージン比率」(P. 34表の(C))です。単体ソルベンシー・マージン比率は、リスク計測の厳格化等を図るため、平成23年度末(平成24年3月31日)から算出にかかる法令等が改正されています。
3. 「通常の予測を超える危険」とは、日本において引き受けている保険に係る保険事故の発生その他の理由により発生し得る危険であって、次に示す各種の危険の総額をいいます。
  - ① **保険引受上の危険(一般保険リスク)(第三分野保険の保険リスク)**  
保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(巨大災害に係る危険を除く)
  - ② **予定利率上の危険(予定利率リスク)**  
積立型保険について、実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
  - ③ **資産運用上の危険(資産運用リスク)**  
日本において保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
  - ④ **経営管理上の危険(経営管理リスク)**  
日本における業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③、及び⑤以外のもの
  - ⑤ **巨大災害に係る危険(巨大災害リスク)**  
通常の予測を超える巨大災害(関東大震災や伊勢湾台風相当)により発生し得る危険
4. 「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(単体ソルベンシー・マージン総額)とは、下記の項目の総額です。(該当がある項目のみ表記しています)
  - ① **供託金**  
日本において保険業の営業を行うにあたり、日本における保険契約者等の保護のため、保険業法に基づき供託した金額(2013年4月1日付で日本支店から株式会社へ営業形態を変更したため、2013年度末においては保有残高はありません)
  - ② **価格変動準備金**  
日本において保有する株式等の価格変動による損失の補てんに備えて、保険業法に基づき積み立てた金額
  - ③ **危険準備金**  
保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて、保険業法に基づき日本において責任準備金として積み立てた金額
  - ④ **異常危険準備金**  
異常災害による損害のてん補に充てるため、保険業法に基づき日本において責任準備金として積み立てた金額
  - ⑤ **地震危険準備金**  
地震保険から発生した利益を、ノーロス・ノープロフィットの原則に基づき、日本において責任準備金として積み立てた金額
  - ⑥ **一般貸倒引当金**  
代理店貸、再保険貸等の日本における債権の貸倒損失に備えて引き当てた金額のうち、債務者が特定されないもの
  - ⑦ **その他有価証券の評価差額**  
日本において保有するその他有価証券(保有目的が売買目的あるいは満期保有目的以外の有価証券)の時価評価により生じた評価差額(ただし、評価益の場合は90%を算入)
  - ⑧ **資本金及び剰余金**  
日本で営業を行うために持ち込んだ自己資本に相当する金額、及び剰余金として日本における貸借対照表に計上している金額
  - ⑨ **控除項目**  
当社が保有している他の保険会社の株式のうち、法令に規定する「意図的な保有」に該当するため、ソルベンシー・マージンから控除している金額
  - ⑩ **その他**  
上記の剰余金を基礎に、リスク発生時の課税所得の圧縮による税負担の軽減効果(税効果相当額)として算出した金額等  
上記のうち、①～⑧は日本における貸借対照表に計上されています。また、⑨・⑩については、日本における貸借対照表に計上された金額を基礎として算出しています。
5. ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する客観的な指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

## II 経理の概況

### 1 計算書類

#### (1) 貸借対照表

(単位:百万円)

科目	2012年度末 (2013年3月31日現在)	2013年度末 (2014年3月31日現在)	科目	2012年度末 (2013年3月31日現在)	2013年度末 (2014年3月31日現在)
(資産の部)			(負債の部)		
現金及び預貯金	7,725	8,218	保険契約準備金	95,879	86,697
現金	2	2	支払準備金	16,251	16,093
預貯金	7,723	8,216	責任準備金	79,627	70,604
有価証券	116,235	117,948	その他負債	49,192	33,708
国債	6,510	7,260	共同保険借	100	98
地方債	9,767	7,772	再保険借	3,001	2,946
社債	60,335	58,854	外国再保険借	34,472	16,907
株式	12,611	14,103	未払法人税等	92	1,497
外国証券	20,648	23,941	預り金	1,352	1,302
その他の証券	6,363	6,016	未払金	4,855	5,236
貸付金	50	22	仮受金	4,309	4,404
保険約款貸付	50	22	金融派生商品	—	424
一般貸付	0	—	資産除去債務	1,007	890
有形固定資産	946	829	退職給付引当金	12,520	12,899
無形固定資産	1,196	2,593	役員退職慰労引当金	103	115
その他資産	44,947	30,238	賞与引当金	543	755
未収保険料	393	269	価格変動準備金	80	128
代理店貸	7,990	7,074	繰延税金負債	1,462	1,694
共同保険貸	596	88	<b>負債の部合計</b>	<b>159,782</b>	<b>135,999</b>
再保険貸	1,440	962	(純資産の部)		
外国再保険貸	26,168	13,886	資本金	10,546	13,762
未収金	2,625	2,373	利益剰余金	△ 5,854	2,576
未収収益	246	293	その他利益剰余金	△ 5,854	2,576
預託金	1,964	1,521	任意積立金	16,095	—
仮払金	3,155	3,461	繰越利益剰余金	△ 21,950	2,576
その他の資産	365	306	株主資本合計	4,691	16,338
貸倒引当金	△ 151	△ 83	その他有価証券評価差額金	6,477	7,430
			評価・換算差額等合計	6,477	7,430
<b>資産の部合計</b>	<b>170,951</b>	<b>159,768</b>	<b>純資産の部合計</b>	<b>11,169</b>	<b>23,769</b>
			<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>170,951</b>	<b>159,768</b>

※ 2012年度末時点の貸借対照表は、エイアイユー インシュアランス カンパニー日本支店における貸借対照表に相当する数値を記述しています。

## (注記)

- 有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりです。
  - その他有価証券のうち時価のあるものの評価は期末日の市場価格等に基づく時価法により行っています。なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価の算定は移動平均法に基づいています。
  - その他有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるものの評価は移動平均法に基づく原価法により行っています。
- デリバティブ取引の評価は時価法により行っています。
- 有形固定資産の減価償却は定率法により行っています。
- 無形固定資産の減価償却は、定額法により行っています。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しています。
- 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠しています。
- 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しています。破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てています。今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を引き当てています。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を引き当てています。また、全ての債権は資産の自己査定基準に基づき、各資産所管部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した部署が査定結果を検証しており、統合リスク管理委員会による審議を経た後、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。
- 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しています。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしています。
- 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支払いに備え、内部規程に基づく当事業年度末支給額を計上しています。
- 賞与引当金は、従業員の賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しています。
- 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しています。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

## 12. 重要なヘッジ会計の方法

- ヘッジ会計の方法  
外貨建債券の為替変動リスクのヘッジについては、時価ヘッジを採用しています。
- ヘッジ手段とヘッジ対象  
(ヘッジ手段) (ヘッジ対象)  
為替予約 外貨建債券
- ヘッジ方針  
主として内部規程に基づき、為替変動リスクをヘッジしています。
- ヘッジの有効性評価の方法  
ヘッジ対象とヘッジ手段について、相場変動の累計を比較する方法により行っています。

- 消費税等の会計処理は税抜方式により行っています。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費の費用は税込方式により行っています。なお、資産に係る控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っています。

## 14. 金融商品の状況に関する事項

- 金融商品に対する取組方針  
当社は、保険引受により収受した保険料を原資に、適切なリスク管理のもと資産運用を行っています。運用資産は、将来の保険金や満期返戻金、解約返戻金等の保険契約に係る負債の支払いに備えるため、資産・負債の総合管理（ALM）の高度化を進めるなど、負債特性を考慮した運用を行っています。同時に、大規模災害等に備えるため一定の流動性を維持しつつ、運用資産の分散を図ることにより、資産運用収益の安定的拡大及び保有資産の安全性確保に努めています。

- 金融商品の内容及びそのリスク  
当社が保有する金融商品は、主に公社債、株式、外国証券を含む有価証券であり、その他に貸付金があります。資産運用に関するリスクは、金利、為替、株価等の市場変動に伴う市場リスク、与信先の債務不履行等により損失を被る信用リスク、市場の混乱等により不利な条件下で資産売却を余儀なくされることにより損失を被る流動性リスクがあります。これらのリスクに対するヘッジを目的として、有価証券投資の一部は、為替予約取引を利用しており、ヘッジ会計を適用しています。

- 金融商品に係るリスク管理体制  
資産の運用にあたっては、「資産運用基準」を定め、資産運用部門はそれに従って投融資を実施し、あわせて、投融資委員会を設置し、適正な投融資となるよう審議・検討する体制を作っています。更に、金融商品を含む資産運用リスクについては、当社では、「リスク管理方針」等のもと、「資産運用リスク管理規程」を作成し、それによって資産運用リスクを管理しています。「資産運用リスク管理規程」では、金利変動リスク、価格変動リスク・為替変動リスク等、リスクを分類し、それぞれにモニタリング方法を定めています。リスク管理部門は、規程に定められたそれぞれの方法により資産運用の各リスクをモニタリングし、定期的に統合リスク管理委員会等に報告しています。各リスクのモニタリングは、バリュエーション・リスクの計測手法などにより、計量化し把握するよう努めています。加えて、通常の市場変化を超える環境への想定とし、ストレステストを実施し、ストレス下のリスク量を把握するよう努めています。

## 15. 金融商品の時価等に関する事項

- 平成26年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれていません（注2）参照）。

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預貯金	8,218	8,218	-
(2) 有価証券			
① 満期保有目的の債券	1,080	1,075	△4
② その他有価証券	116,868	116,868	-
(3) 貸付金	22	22	-
資産計	126,190	126,185	△4
デリバティブ取引(※)			
① ヘッジ会計が適用されていないもの	-	-	-
② ヘッジ会計が適用されているもの	△424	△424	-
デリバティブ取引計	△424	△424	-

(※) その他有価証券に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しています。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しています。

## (注1) 金融商品の時価の算定方法

- 現金及び預貯金  
短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。
- 有価証券  
株式の時価は取引所の価格によっています。債券の時価は日本証券業協会の公表する公社債店頭買付参考統計値表に表示される価格又は情報ベンダーから提示された価格、もしくは取引金融機関から提示された価格等によっています。また、投資信託の時価は取引所の価格又は公表されている基準価格、もしくは取引金融機関等から提示された価格によっています。

- 貸付金  
時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

- デリバティブ取引
  - ヘッジ会計が適用されていないもの  
該当事項はありません。
  - ヘッジ会計が適用されているもの  
為替予約取引の時価の算定には、先物が替相場を使用しています。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は、次のとおりであり、「(2)有価証券②その他有価証券」には含まれていません。

区分	貸借対照表計上額 (百万円)
① 株式(※)	593
② その他の証券(※)	1,434
合計	2,027

(※) 市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としていません。

- (1) 貸付金のうち、破綻先債権及び延滞債権はありません。なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上し







## II 経理の概況

### (3) キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	2012年度 (2012年4月1日から2013年3月31日まで)	2013年度 (2013年4月1日から2014年3月31日まで)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純利益(△は損失)	△ 11	4,254
減価償却費	593	495
減損損失	—	0
支払備金の増減額(△は減少)	△ 396	△ 158
責任準備金の増減額(△は減少)	△ 1,823	△ 488
貸倒引当金の増減額(△は減少)	0	△ 68
退職給付引当金の増減額(△は減少)	676	379
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	30	11
賞与引当金の増減額(△は減少)	△ 1,893	211
再保険損失引当金の増減額(△は減少)	△ 189	—
価格変動準備金の増減額(△は減少)	37	47
利息及び配当金収入	△ 1,244	△ 1,287
有価証券関係損益(△は益)	550	25
金融派生商品関係損益	—	55
支払利息	70	16
為替差損益(△は益)	△ 126	△ 184
有形固定資産関係損益(△は益)	50	77
その他資産(除く投資活動関連・財務活動関連)の増減額(△は増加)	4,396	14,966
その他負債(除く投資活動関連・財務活動関連)の増減額(△は減少)	△ 3,974	△ 17,482
その他	△ 107	△ 27
小計	△ 3,361	844
利息及び配当金の受取額	1,577	1,338
利息の支払額	△ 70	△ 16
法人税等の支払額	△ 103	△ 45
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△ 1,958</b>	<b>2,121</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預け入れによる支出	—	△ 2,050
有価証券の取得による支出	△ 41,296	△ 42,510
有価証券の売却・償還による収入	45,751	41,769
貸付けによる支出	△ 25	△ 14
貸付金の回収による収入	20	42
資産運用活動計	4,450	△ 2,763
(営業活動及び資産運用活動計)	(2,492)	(△ 642)
有形固定資産の取得による支出	△ 346	△ 328
無形固定資産の取得による支出	△ 1,194	△ 1,461
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>2,909</b>	<b>△ 4,554</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
本店からの送金による収入	2,000	—
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>2,000</b>	<b>—</b>
現金及び現金同等物に係る換算差額	57	21
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	3,008	△ 2,411
現金及び現金同等物期首残高	4,707	1,004
包括移転契約による現金及び現金同等物の増加額	—	7,575
現金及び現金同等物期末残高	7,715	6,168

(注記)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりです。

2013年度	
現金及び預貯金	8,218百万円
預入期間が3ヶ月を 超える定期預金	△ 2,050百万円
現金及び現金同等物	6,168百万円

2. 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでいます。

3. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

4. 当事業年度におけるエイアイユーインシュアランスカンパニーからの事業の譲り受けにより、増加した資産及び負債の主な内訳は次のとおりです。

また、事業の譲り受けにより増加した資本金及び評価換算差額は、それぞれ12,761百万円及び6,468百万円です。

現金及び現金同等物	7,575百万円
有価証券	116,010百万円
その他	46,775百万円
資産合計	170,361百万円
保険契約準備金	△ 87,344百万円
その他	△ 63,787百万円
負債合計	△ 151,131百万円

※2012年度のキャッシュ・フロー計算書は、エイアイユーインシュアランスカンパニー日本支店におけるキャッシュ・フロー計算書に相当する数値を記述しています。

#### (4) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

2012年度									
区 分	持込資本金等					持込 資本金等 合計	評価・換算差額等		純資産 合計
	持込資本金	供託金	剰余金				その他 有価証券 評価 差額金	評価・ 換算差額等 合計	
			任意 積立金	繰越利益 剰余金	剰余金 合計				
前事業年度末残高	10,346	200	14,095	△21,833	△7,737	2,809	2,283	2,283	5,092
当事業年度変動額									
当期純利益	-	-	-	△117	△117	△117	-	-	△117
本店からの送金	-	-	2,000	-	2,000	2,000	-	-	2,000
持込資本金等以外の項目の 当事業年度変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	4,193	4,193	4,193
当事業年度変動額合計	-	-	2,000	△117	1,882	1,882	4,193	4,193	6,076
<b>当事業年度末残高</b>	<b>10,346</b>	<b>200</b>	<b>16,095</b>	<b>△21,950</b>	<b>△5,854</b>	<b>4,691</b>	<b>6,477</b>	<b>6,477</b>	<b>11,169</b>
2013年度									
区 分	株主資本				株主 資本 合計	評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	利益剰余金		その他 有価証券 評価 差額金		評価・ 換算差額等 合計			
		繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計						
前事業年度末残高	1,001	△421	△421	579	-	-	579		
当事業年度変動額									
包括移転契約による増加	12,761	-	-	12,761	-	-	12,761		
当期純利益	-	2,997	2,997	2,997	-	-	2,997		
株主資本以外の項目の 当事業年度変動額(純額)	-	-	-	-	7,430	7,430	7,430		
当事業年度変動額合計	12,761	2,997	2,997	15,758	7,430	7,430	23,189		
<b>当事業年度末残高</b>	<b>13,762</b>	<b>2,576</b>	<b>2,576</b>	<b>16,338</b>	<b>7,430</b>	<b>7,430</b>	<b>23,769</b>		

※2012年度の株主資本等変動計算書は、エイアイユー インシュアランス カンパニー日本支店における持込資本金等変動計算書の数値を記述しています。

## II 経理の概況

### 2 資産・負債及び損益の明細

#### (1) 商品有価証券の平均残高及び売買高

該当はありません。

#### (2) 保有有価証券の種類別残高及び構成比

(単位：百万円)

区 分	2012年度末		2013年度末	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
国債	6,510	5.6	7,260	6.2
地方債	9,767	8.4	7,772	6.6
社債	60,335	51.9	58,854	49.9
株式	12,611	10.8	14,103	12.0
外国証券	20,648	17.8	23,941	20.3
その他の証券	6,363	5.5	6,016	5.1
合計	116,235	100.0	117,948	100.0

#### (3) 保有有価証券利回り

(単位：%)

区 分	2012年度	2013年度
公社債	0.68	0.71
株式	2.51	2.61
外国証券	1.40	1.29
その他の証券	5.30	6.00
合計	1.13	1.16

#### (4) 保有有価証券の残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分	2012年度末							2013年度末						
	1年 以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定め ないものを含む)	合計	1年 以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定め ないものを含む)	合計
国債	3,344	-	405	40	2,719	-	6,510	3,000	1,011	40	2,594	613	-	7,260
地方債	1,001	3,677	-	756	4,331	-	9,767	404	2,319	-	3,563	1,486	-	7,772
社債	9,846	22,118	7,382	11,321	7,332	2,334	60,335	8,652	15,913	9,951	15,555	5,161	3,620	58,854
株式						12,611	12,611						14,103	14,103
外国証券	6,933	7,188	3,520	-	-	3,005	20,648	3,211	7,588	9,519	988	-	2,632	23,941
公社債	6,933	7,188	3,520	-	-	3,005	20,648	3,211	7,588	9,519	988	-	2,632	23,941
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の証券	-	-	-	-	-	6,363	6,363	-	-	-	-	-	6,016	6,016
合計	21,126	32,984	11,308	12,117	14,383	24,314	116,235	15,268	26,832	19,511	22,701	7,261	26,372	117,948

## (5) 保有株式の業種別残高

(単位：百万円)

区分	2012年度末		2013年度末		
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	
製造業	食料品	-	-	-	-
	繊維製品	-	-	-	-
	パルプ・紙	-	-	-	-
	化学	292	2.3	358	2.5
	医薬品	-	-	-	-
	石油・石炭製品	-	-	-	-
	ゴム製品	-	-	-	-
	ガラス・土石製品	-	-	-	-
	鉄鋼	-	-	-	-
	非鉄金属	-	-	-	-
	金属製品	201	1.6	226	1.6
	機械	49	0.4	79	0.6
	電気機器	249	2.0	351	2.5
	輸送用機器	-	-	-	-
	精密機器	-	-	-	-
	その他製品	15	0.1	15	0.1
	<b>小計</b>	<b>807</b>	<b>6.4</b>	<b>1,030</b>	<b>7.3</b>
非製造業	水産・農林業	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-
	建設業	272	2.2	369	2.6
	電気・ガス業	0	0.0	0	0.0
	陸運業	569	4.5	562	4.0
	海運業	-	-	-	-
	空運業	-	-	-	-
	倉庫・運輸関連業	171	1.4	229	1.6
	情報・通信業	-	-	-	-
	卸売業	1,154	9.2	1,228	8.7
	小売業	34	0.3	48	0.3
	銀行業	-	-	-	-
	証券・商品先物取引業	558	4.4	509	3.6
	保険業	6,843	54.3	7,394	52.4
	その他金融業	392	3.1	361	2.6
	不動産業	327	2.6	332	2.4
	サービス業	1,478	11.7	2,036	14.4
	<b>小計</b>	<b>11,803</b>	<b>93.6</b>	<b>13,072</b>	<b>92.7</b>
	<b>合計</b>	<b>12,611</b>	<b>100.0</b>	<b>14,103</b>	<b>100.0</b>

## II 経理の概況

### (6) 貸付金の残存期間別残高(除く約款貸付)

(単位：百万円)

区 分		1年以内	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合計
2012年度末	変動金利	—	—	—	—	—	—	—
	固定金利	0	—	—	—	—	—	0
	一般貸付計	0	—	—	—	—	—	0
2013年度末	変動金利	—	—	—	—	—	—	—
	固定金利	—	—	—	—	—	—	—
	一般貸付計	—	—	—	—	—	—	—

### (7) 業種別貸付金残高及び構成比

(単位：百万円)

区 分	2012年度末		2013年度末	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
農林・水産業	—	—	—	—
鉱業・採石業・砂利採取業	—	—	—	—
建設業	—	—	—	—
製造業	—	—	—	—
卸売業・小売業	—	—	—	—
金融業・保険業	—	—	—	—
不動産業・物品賃貸業	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—
運輸業・郵便業	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
サービス業等	—	—	—	—
その他	0	1.2	—	—
(うち個人住宅・消費者ローン)	(0)	(1.2)	—	—
<b>小計</b>	<b>0</b>	<b>1.2</b>	<b>—</b>	<b>—</b>
公共団体	—	—	—	—
公社・公団	—	—	—	—
一般貸付計	0	1.2	—	—
約款貸付	50	98.8	22	100.0
<b>合計</b>	<b>50</b>	<b>100.0</b>	<b>22</b>	<b>100.0</b>

## (8) 貸付金の担保別残高(除く約款貸付)

(単位:百万円)

区 分	2012年度末		2013年度末	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
担保貸付	—	—	—	—
有価証券担保貸付	—	—	—	—
不動産・動産・財団担保貸付	—	—	—	—
指名債権担保貸付	—	—	—	—
保証貸付	—	—	—	—
信用貸付	—	—	—	—
その他	0	100.0	—	—
<b>一般貸付計</b>	<b>0</b>	<b>100.0</b>	<b>—</b>	<b>—</b>
うち劣後特約貸付	—	—	—	—

## (9) 貸付金の使途別残高(除く約款貸付)

(単位:百万円)

区 分	2012年度末		2013年度末	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
設備資金	—	—	—	—
運転資金	0	100.0	—	—
<b>合計</b>	<b>0</b>	<b>100.0</b>	<b>—</b>	<b>—</b>

## (10) 貸付金(企業向け貸付)の企業規模別残高

(単位:百万円)

区 分		2012年度末		2013年度末	
		金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
大企業	貸付先数	—	—	—	—
	金 額	—	—	—	—
中堅企業	貸付先数	—	—	—	—
	金 額	—	—	—	—
中小企業	貸付先数	—	—	—	—
	金 額	—	—	—	—
国内企業向け貸付計	貸付先数	—	—	—	—
	金 額	—	—	—	—

## (11) リスク管理債権額

(単位:百万円)

区 分	2012年度末	2013年度末
破綻先債権額	—	—
延滞債権額	—	—
3ヶ月以上延滞債権額	—	—
貸付条件緩和債権額	—	—
<b>合計</b>	<b>—</b>	<b>—</b>

(注) 各債権の定義は、貸借対照表の注記に記載のとおりです。なお、「リスク管理債権」は貸付金のみを対象としています。

## II 経理の概況

### (12) 債務者区分に基づいて区分された債権額

(単位: 百万円)

区 分	2012年度末	2013年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—	—
危険債権	—	—
要管理債権	—	—
正常債権	50	22
合計	50	22

(注) 各債権の定義は次のとおりです。

- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権  
破産手続開始、更生手続開始または再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
- 危険債権  
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
- 要管理債権  
3ヶ月以上延滞貸付金(元本または利息の支払いが、約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸付金(1及び2に掲げる債権を除く)以下同じ)及び条件緩和貸付金(債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金(1及び2に掲げる債権並びに3ヶ月以上延滞貸付金を除く))をいいます。
- 正常債権  
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

### (13) 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況

該当はありません。

### (14) 有形固定資産明細表

(単位: 百万円)

区 分	2012年度末	2013年度末
土地	—	—
営業用	—	—
賃貸用	—	—
建物	425	369
営業用	425	369
賃貸用	—	—
建設仮勘定	—	—
営業用	—	—
賃貸用	—	—
合計	425	369
営業用	425	369
賃貸用	—	—
その他の有形固定資産	521	459
有形固定資産合計	946	829

### (15) 特別勘定に関する指標等

該当はありません。



## (16) 支払備金及び責任準備金

(単位：百万円)

### ① 支払備金及び責任準備金残高

種 目	支払備金		責任準備金	
	2012年度末	2013年度末	2012年度末	2013年度末
火災	251	547	12,147	12,388
海上	157	134	653	718
傷害	3,591	3,098	24,637	22,321
自動車	6,335	5,843	19,636	13,398
自動車損害賠償責任	1,203	1,160	5,446	5,287
その他	4,711	5,308	17,106	16,489
(うち賠償責任)	(1,862)	(2,219)	(5,182)	(5,550)
合計	16,251	16,093	79,627	70,604

### ② 責任準備金の内訳

	種 目	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金	合計
		2012年度末	7,934	3,958	60	191	2
	海上	146	506	—	—	—	653
	傷害	8,339	14,335	46	1,902	13	24,637
	自動車	4,586	15,050	0	—	—	19,636
	自動車損害賠償責任	5,446	—	—	—	—	5,446
	その他	9,788	5,987	98	1,224	7	17,106
	合計	36,242	39,839	205	3,317	22	79,627
2013年度末	火災	8,337	3,958	68	23	0	12,388
	海上	163	555	—	—	—	718
	傷害	7,996	13,978	36	306	4	22,321
	自動車	4,480	8,918	0	—	—	13,398
	自動車損害賠償責任	5,287	—	—	—	—	5,287
	その他	9,570	5,699	100	1,111	7	16,489
	合計	35,835	33,110	205	1,441	12	70,604

### ③ 責任準備金積立水準

積立方式	区分	2012年度	2013年度
		標準責任準備金対象契約	標準責任準備金
	標準責任準備金対象外契約	平準純保険料式又は全期チルメル式	平準純保険料式又は全期チルメル式
	積立率	100.0%	100.0%

- (注) 1. 積立方式及び積立率は、保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険に係る保険契約及び保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険を主たる保険としている保険契約を除いています。
2. 保険料積立金及び積立保険に係る払戻積立金以外について積立方式という概念がないため、積立方式は保険料積立金及び積立保険に係る払戻積立金について記載しています。
3. 積立率 = (実際に積み立てている普通責任準備金 + 払戻積立金) ÷ (下記(1)～(3)の合計額)
- (1) 標準責任準備金対象契約に係る平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により計算した保険料積立金及び払戻積立金(保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約に限る)
- (2) 標準責任準備金対象外契約に係る平準純保険料式により計算した平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る保険料積立金、保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約以外の保険契約で平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る払戻積立金並びに平成13年7月1日前に保険期間が開始する保険契約に係る普通責任準備金及び払戻積立金
- (3) 平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る未経過保険料

## II 経理の概況

### ④ 期首時点支払備金(見積額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)

会計年度	期首支払備金	前期以前発生事故に係る 当期支払保険金	前期以前発生事故に係る 当期末支払備金	当期把握 見積差額
2009年度	14,941	9,779	6,154	△993
2010年度	14,924	8,853	5,944	126
2011年度	15,959	9,077	5,895	986
2012年度	15,355	8,866	6,284	205
2013年度	15,047	8,230	6,104	712

(注) 1. 出再控除後の正味の金額を表示しています。

2. 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。

3. 当期把握見積差額 = 期首支払備金 - (前期以前発生事故に係る当期支払保険金 + 前期以前発生事故に係る当期末支払備金)

### ⑤ 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積額の推移表

#### ● 自動車

区分	事故発生年度	2009年度			2010年度			2011年度			2012年度			2013年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金 + 支払備金	事故発生年度末	11,022			10,365			9,582			9,257			8,216		
	1年後	10,681	0.97	△341	10,025	0.97	△340	9,397	0.98	△184	9,144	0.99	△112			
	2年後	10,609	0.99	△71	9,927	0.99	△98	9,275	0.99	△121						
	3年後	10,513	0.99	△95	9,839	0.99	△87									
	4年後	10,491	1.00	△22												
<b>最終損害見積額</b>		<b>10,491</b>			<b>9,839</b>			<b>9,275</b>			<b>9,144</b>			<b>8,216</b>		
累計保険金		10,246			9,351			8,465			7,891			5,363		
支払備金		244			487			810			1,253			2,853		

#### ● 傷害

区分	事故発生年度	2009年度			2010年度			2011年度			2012年度			2013年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金 + 支払備金	事故発生年度末	7,856			7,855			7,724			6,986			6,601		
	1年後	7,803	0.99	△53	7,565	0.96	△289	7,553	0.98	△170	6,870	0.98	△115			
	2年後	7,802	1.00	0	7,660	1.01	94	7,473	0.99	△79						
	3年後	7,823	1.00	20	7,582	0.99	△78									
	4年後	7,765	0.99	△58												
<b>最終損害見積額</b>		<b>7,765</b>			<b>7,582</b>			<b>7,473</b>			<b>6,870</b>			<b>6,601</b>		
累計保険金		7,724			7,504			7,312			6,522			4,140		
支払備金		40			78			161			347			2,461		

#### ● 賠償責任

区分	事故発生年度	2009年度			2010年度			2011年度			2012年度			2013年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金 + 支払備金	事故発生年度末	2,485			2,297			2,529			2,255			2,657		
	1年後	2,477	1.00	△8	2,271	0.99	△26	2,549	1.01	19	2,312	1.03	56			
	2年後	2,398	0.97	△79	2,326	1.02	55	2,466	0.97	△82						
	3年後	2,456	1.02	58	2,289	0.98	△36									
	4年後	2,429	0.99	△27												
<b>最終損害見積額</b>		<b>2,429</b>			<b>2,289</b>			<b>2,466</b>			<b>2,312</b>			<b>2,657</b>		
累計保険金		2,353			2,119			2,280			1,938			1,323		
支払備金		75			170			185			374			1,334		

(注) 1. 出再控除後の正味の金額を表示しています。

2. 「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しています。

3. 「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載しています。

## (17) 引当金の内訳及び増減

(単位：百万円)

区 分	2012年度			2013年度		
	2011年度末残高	2012年度末残高	増加額	2012年度末残高	2013年度末残高	増加額
貸倒引当金計	150	151	0	151	83	△ 68
一般貸倒引当金	43	44	0	44	25	△ 18
個別貸倒引当金	107	107	0	107	57	△ 49
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—	—
退職給付引当金	11,843	12,520	676	12,520	12,899	379
役員退職慰労引当金	73	103	30	103	115	11
賞与引当金	2,437	543	△ 1,893	543	755	211
再保険損失引当金	189	—	△ 189	—	—	—
価格変動準備金	42	80	37	80	128	47

## (18) 貸付金償却

(単位：百万円)

区 分	2012年度	2013年度
貸付金償却額	—	—

## (19) 損害率の上昇に対する経常利益又は経常損失の変動

(単位：百万円)

損害率の上昇シナリオ	地震保険と自動車損害賠償責任保険を除くすべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定します。	
計算方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○増加する発生損害額＝既経過保険料×1%</li> <li>○増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しています。</li> <li>○増加する異常危険準備金取崩額＝正味支払保険金の増加を考慮した取崩額－決算時取崩額</li> <li>○経常利益の減少額（経常損失の増加額）＝増加する発生損害額－増加する異常危険準備金取崩額</li> </ul>	
	2012年度	2013年度
増加する発生損害額(a)	539	555
増加する異常危険準備金取崩額(b)	—	—
経常利益の減少額又は経常損失の増加額(a-b)	539	555

## (20) 事業費の明細

(単位：百万円)

区 分	2012年度	2013年度
人件費	26,795	23,595
物件費	25,404	28,064
税金	794	946
火災予防拠出金及び交通事故予防拠出金	—	—
保険契約者保護機構に対する負担金	—	—
合計	52,994	52,606
諸手数料及び集金費	△ 21,484	△ 22,280
事業費合計	31,510	30,325

## II 経理の概況

### 3 有価証券等の時価情報

#### (1) 有価証券

(単位:百万円)

##### ① 形態別

区 分	2012年度末			2013年度末		
	取得原価	貸借対照表計上額	差 額	取得原価	貸借対照表計上額	差 額
商品有価証券	—	—	—	—	—	—
有価証券	108,295	116,235	7,939	108,823	117,948	9,124
公社債	75,804	76,612	808	72,862	73,887	1,025
株式	7,810	12,611	4,800	7,810	14,103	6,292
外国証券	20,489	20,648	158	23,795	23,941	146
その他の証券	4,191	6,363	2,172	4,355	6,016	1,660

(注) 前期及び当期において、商品有価証券の残高はありません。

##### ② 保有目的別

区 分	2012年度末			2013年度末		
	取得原価	貸借対照表計上額	差 額	取得原価	貸借対照表計上額	差 額
売買目的有価証券	—	—	—	—	—	—
満期保有目的の債券	—	—	—	1,080	1,080	—
子会社及び関連会社株式	—	—	—	—	—	—
その他有価証券	108,295	116,235	7,939	107,743	116,868	9,124
<b>合計</b>	<b>108,295</b>	<b>116,235</b>	<b>7,939</b>	<b>108,823</b>	<b>117,948</b>	<b>9,124</b>

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券については帳簿価額としています。

#### (2) 金銭の信託

該当はありません。

#### (3) デリバティブ取引関係

(単位:百万円)

2012年度末	①ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引	該当はありません。				
	②ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引	該当はありません。				
2013年度末	①ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引	該当はありません。				
	②ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引					
	a.通貨関連					
	区 分	デリバティブ取引の種類等	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
	市場取引	為替予約取引				
	以外の取引	売建				
		ブット 米ドル	3,839	3,839	△182	△182
	英ポンド	2,066	2,066	△146	△146	
	ユーロ	1,807	1,807	△95	△95	
	<b>合計</b>			<b>△424</b>	<b>△424</b>	
	b.その他	該当はありません。				

## 4 第三分野保険の責任準備金の確認

メディカル総合保険や終身医療保険等の医療にかかわる保険商品の保険金のお支払いは、健康保険制度等の医療政策の変更や新型インフルエンザ等の新しい感染症の発生など、事前の予測が困難な要因による影響を受けやすいという特徴があります。また、一般に保障期間が長期にわたるため、保険会社としては、ご契約をいただいた時点では想定することが難しいリスクを長期間保有することになります。そのため、特にこれらの保険商品においては、保険会社がお客さまへの将来の保険金のお支払いに備えて積立てを行っている責任準備金について、その水準が十分であることを慎重に確認する必要があります。当社では、対象となるご契約を保障内容ごとに区分して、過去の事故発生率の推移から将来の事故発生率を統計的に合理的な方法で予測し、その将来の事故発生率が通常の想定範囲を超えるような状況が発生した場合でも、将来の保険金のお支払いに支障をきたすことがない水準の責任準備金の積立てを行っています。また、その金額が十分な水準であることについて、保険計理人が関連法令に基づいて確認を行っています。

## 5 その他

### (1) 計算書類等についての会計監査人の監査報告

2013年度(2013年4月1日から2014年3月31日まで)の計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)ならびにその附属明細書については、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、あらた監査法人の監査を受けており、監査報告書を受領しています。

### (2) 財務諸表の適正性及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性について

本ディスクロージャー誌に掲載のAIU損害保険株式会社の財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性につきましては、当社代表取締役 兼 CEOが確認をしております。

# 会社概要・組織図

## 商号

AIU損害保険株式会社

## 本社

〒100-8234 東京都千代田区丸の内1-8-3 丸の内トラストタワー

〒130-8560 東京都墨田区錦糸1-2-4 アルカウエスト

Tel. 03-3216-6611(代表)

http://www.aiu.co.jp

## 役員状況

### 1. 取締役・監査役の状況

役名	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表の状況
取締役	小関 誠 (1951年5月15日生)	1975年 10月 エイアイユー インシュアランス カンパニー 日本支店(現 AIU 損害保険株式会社)入社 1989年 7月 当社 退社 1991年 10月 アメリカン インターナショナル グループ株式会社入社 経理担当アシスタント・バイスプレジデント 兼 当社 経理・財務本部長 1994年 1月 AIGイースト・アジア・ホールディングス・マネジメント株式会社 リージョナルコントローラー 兼 当社 常務執行役員 経理・財務担当 1997年 7月 当社 常務執行役員 兼 チーフ・マーケティング・オフィサー 1999年 2月 AIGイースト・アジア・ホールディングス・マネジメント株式会社 CFO 兼 シニア・バイスプレジデント 2004年 6月 同社 退社 2010年 7月 チャーティス・ファー・イースト・ホールディングス株式会社(現AIGジャパン・ホールディングス株式会社)入社 専務執行役員 兼 COO 2011年 4月 当社 日本における代表者 会長 2012年 6月 当社 日本における代表者 会長 兼 CEO 2013年 4月 当社 代表取締役社長 兼 CEO(現任)
取締役	フランク・オニール (1963年8月22日生)	2009年 3月 AIG入社 AIGトラベル アジア太平洋地域担当 リージョナル・バイスプレジデント 2009年 4月 AIG イースト・アジア・ホールディングス・マネジメント株式会社(現 AIG ジャパン・ホールディングス株式会社) リージョナル・バイスプレジデント アジア太平洋地域トラベルサービス担当 2009年 6月 ジェイアイ傷害火災保険株式会社 非常勤取締役(現任) 2009年 11月 ティーベック株式会社 非常勤取締役 2011年 4月 エイアイユー インシュアランス カンパニー 日本支店(現AIU損害保険株式会社) 専務執行役員 リテールビジネス 2013年 4月 当社 取締役 専務執行役員 リテールビジネス(現任)
取締役	金子 昌之 (1958年12月9日生)	1982年 4月 エイアイユー インシュアランス カンパニー 日本支店(現AIU損害保険株式会社)入社 2007年 3月 当社 執行役員 損害サービス担当 2011年 1月 当社 常務執行役員 損害サービス、経営企画、業務品質改善担当 2011年 8月 当社 常務執行役員 損害サービス、経営企画、業務品質改善、お客様相談室、ビジネストランスフォーメーション、日本法人化準備室担当 2012年 6月 当社 常務執行役員 兼 COO 経営企画、業務品質改善、日本法人化準備室、地域カンパニー準備室担当 2013年 4月 当社 取締役 常務執行役員 兼 COO 経営企画、業務品質改善、日本法人化準備室担当 2013年 7月 当社 取締役 常務執行役員 兼 COO 経営企画、業務品質改善、統合推進室、経営統合担当 2013年 10月 当社 取締役 常務執行役員 兼 COO 経営企画、統合推進室、オペレーション、システム、損害サービス、経営統合担当(現任)

役名	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表の状況
取締役 (非常勤)	<b>ロバート・ノディン</b> (1961年5月26日生)	<p>1985年 8月 AIG入社 1996年 9月 エイアイユー インシュアランス カンパニー フィリピン支店 リージョナル・バイスプレジデント リージョナル開発マネージメント室担当 1999年 10月 エイアイユー インシュアランス カンパニー 香港支店 リージョナル・バイスプレジデント オーストラレーシア 東南アジア・中国地域 オペレーションズ・システムズ担当 2002年 10月 アメリカン インターナショナル グループ 株式会社 リージョナル・バイスプレジデント 日本・韓国地域オペレーションズ・システムズ担当 2005年 11月 ジェイアイ傷害火災保険株式会社 取締役 兼任 2005年 12月 エイアイユー インシュアランス カンパニー 日本支店(現AIU損害保険株式会社) 専務執行役員 システム&amp;オペレーション担当 2006年 6月 エイアイユー インシュアランス カンパニー(ニューヨーク) シニア・バイスプレジデント オペレーション&amp;システム AIGシステムズ ソリューション (インド チェンナイ) 取締役会長 兼 取締役 2006年 9月 エイアイユー インシュアランス カンパニー(ニューヨーク) 取締役 2006年 11月 AIGグローバルサービス(ニューヨーク) 取締役 2008年 2月 AIGインク 損害保険部門 エグゼクティブ オペレーション&amp;システム担当 2009年 5月 エイアイユー ホールディングス(ニューヨーク) シニア・バイスプレジデント オペレーション&amp;システム担当 2009年 7月 当社 最高執行責任者 COO 2011年 4月 当社 日本における代表者 CEO 2012年 5月 AIGインク バイスプレジデント 損害保険担当(現任) 2012年 6月 チャーティス・ファー・イースト・ホールディングス株式会社(現AIGジャパン・ホールディングス株式会社) 取締役 最高執行責任者(COO) 2012年 6月 富士火災海上保険株式会社 社外取締役(現任) 2013年 2月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社 代表取締役社長 兼 CEO(現任) 2013年 4月 当社 非常勤取締役(現任) 2013年 9月 アメリカンホーム設立準備株式会社(現アメリカンホーム医療・損害保険株式会社) 非常勤取締役 2014年 6月 同社 非常勤取締役会長(現任) ジェイアイ傷害火災保険株式会社 非常勤取締役(現任)</p>
取締役 (非常勤)	<b>クリスチャン・サンドリック</b> (1973年11月8日生)	<p>1999年 8月 AIG入社 2006年 9月 AIG 蒙州バイスプレジデント リージョナルオペレーション・システム担当 2008年 7月 AIG 英国バイスプレジデント リージョナルオペレーション・システム担当 2010年 8月 チャーティス・ファー・イースト・ホールディングス株式会社(現AIG ジャパン・ホールディングス株式会社) 常務執行役員 オペレーション担当 2012年 7月 同社 常務執行役員 ジャバントランスフォーメーション担当(現任) 2013年 1月 富士火災海上保険株式会社 社外取締役(現任) 2013年 4月 当社 非常勤取締役(現任) 2013年 6月 AIG コーリア・インク 非常勤取締役(現任)</p>
取締役 (非常勤)	<b>ラリック・ホール</b> (1967年6月5日生)	<p>2008年 6月 AIG入社 日本・韓国 デピュティチーフ・エージェンシー・オフィサー 同社 退社 2012年11月 AIG ジャパン・ホールディングス株式会社入社 シニア・バイスプレジデント チーフ・エージェンシー・オフィサー 2013年 4月 当社 非常勤取締役(現任) AIG 富士インシュアランスサービス株式会社 非常勤取締役(現任) 2013年 8月 AIG ジャパン・ホールディングス株式会社 シニア・バイスプレジデント 日本担当チーフ・ディストリビューション・オフィサー(現任) 2013年11月 富士火災海上保険株式会社 社外取締役(現任)</p>
取締役 (非常勤)	<b>首藤 透</b> (1959年6月25日生)	<p>2002年 2月 アメリカン インターナショナル グループ 株式会社入社 同社 統合プロジェクトマネジメント室 バイスプレジデント 2009年 1月 AIGイースト・アジア・ホールディングス・マネジメント株式会社 プロジェクトマネジメント バイスプレジデント 2010年 3月 富士火災海上保険株式会社 執行役員 2010年11月 富士生命保険株式会社(現AIG富士生命保険株式会社) 非常勤取締役 2011年 4月 富士火災海上保険株式会社 代表執行役員副社長 兼 CFO 2011年 6月 同社 取締役 兼 代表執行役員副社長 兼 CFO 2011年 9月 同社 代表取締役副社長 兼 CFO 2013年 7月 AIG ジャパン・ホールディングス株式会社 専務執行役員 兼 チーフ・インテグレーション・オフィサー(現任) 当社 非常勤取締役(現任) 富士火災海上保険株式会社 非常勤取締役(現任)</p>

# 会社概要・組織図

役名	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表の状況
取締役 (非常勤)	<b>ティモシー・シルツ</b> (1961年2月6日生)	2006年 4月 AIGインク入社 リタイアメント・サービス アジア地域担当 バイスプレジデント 2009年 1月 アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー シニア・バイスプレジデント ライフ、A&Hおよびリタイアメント商品センターヘッド 2010年 2月 サンアメリカ・ファイナンシャル・グループ(現AIGライフ・アンド・リタイアメント) シニア・バイスプレジデント コーポレート・プランニング&ストラテジー担当 2010年 4月 エイアイジー・スター生命保険株式会社 取締役会長 AIGエジソン生命保険株式会社 取締役会長 2010年 5月 AIGライフ・ホールディングス・インク シニア・バイスプレジデント(現任) 2012年 5月 AIGインク バイスプレジデント(現任) 2013年 5月 AIGライフ・アンド・リタイアメント プレジデント アジア・パシフィック地域 担当 2013年 6月 AIG 富士生命保険株式会社 非常勤取締役会長(現任) 2014年 1月 AIG ジャパン・ホールディングス株式会社 ジャパン・コンシューマー・イン シュアランス・ヘッド(現任) 当社 非常勤取締役(現任) 富士火災海上保険株式会社 社外取締役(現任) 2014年 2月 アメリカンホーム医療・損害保険株式会社 社外取締役(現任)
取締役 (非常勤)	<b>松岡 直美</b> (1965年11月7日生)	2014年 1月 AIG ジャパン・ホールディングス株式会社入社 専務執行役員 チーフ・トラン スフォーメーション・オフィサー 2014年 6月 同社 取締役 専務執行役員 チーフ・トランスフォーメーション・オフィサー(現任) アメリカンホーム医療・損害保険株式会社 社外取締役(現任) 当社 非常勤取締役(現任) 富士火災海上保険株式会社 社外取締役(現任)
取締役 (非常勤)	<b>ケネス・ライリー</b> (1973年8月29日生)	1999年 11月 ナショナル・ユニオン・ファイヤー・インシュアランス・カンパニー・オブ・ピッツ バーグ(AIGメンバーカンパニー)入社 シニア・アンダーライター 2001年 7月 エイアイユー インシュアランス カンパニー 日本支店(現AIU損害保険株式 会社) シニア・マネージャー 経営保険担当 2004年 7月 AIGヨーロッパUK Ltd アシスタント・バイスプレジデント 兼 コーポレート・ マネージャー 2008年 2月 AIG インシュアランス香港 Ltd バイスプレジデント 経営保険担当 2009年 9月 AIG アジア・パシフィック・ホールディングスPte.Ltd 経営保険ファー・イースト・ ヘッド 兼 リージョナル・バイスプレジデント 2013年 6月 AIG ジャパン・ホールディングス株式会社 専務執行役員 企業保険担当(現任) 2014年 6月 当社 非常勤取締役(現任) 富士火災海上保険株式会社 社外取締役(現任)
取締役 (非常勤)	<b>アンドラシュ・シェイエイ</b> (1975年8月13日)	2002年 3月 AIGハンガリー(AIGヨーロッパS.A.ハンガリー支店)入社 2007年12月 AIGセントラルヨーロッパ アンド シーアイエス ロンドン リージョナ ル・コントローラー 2009年 9月 AIUファー・イースト・ホールディングス株式会社(現AIGジャパン・ホ ールディングス株式会社) リージョナル・コントローラー 2012年 9月 チャーティス・ファー・イースト・ホールディングス株式会社(現AIGジャパ ン・ホールディングス株式会社) ファイナンス・トランスフォーメーション・マ ネージャー 2014年 6月 当社 非常勤取締役(現任) 富士火災海上保険株式会社 社外取締役(現任)
監査役	<b>山岡 修</b> (1955年7月1日生)	1997年 8月 エイアイユー インシュアランス カンパニー 日本支店(現AIU損害保険株式 会社)入社 2009年 4月 当社 監査部 部長 2013年 4月 当社 監査役(現任) 2014年 6月 富士火災海上保険株式会社 社外監査役(現任)
監査役 (社外)	<b>羽田 幸善</b> (1943年2月2日生)	1970年 6月 AIU 株式会社入社 1993年 1月 エイアイユー インシュアランス カンパニー 日本支店(現AIU損害保険株式 会社) バイスプレジデント 火災・新種保険担当 1994年 4月 当社 シニア・バイスプレジデント アンダーライティング担当 1996年 6月 当社 シニア・バイスプレジデント チーフ・コンプライアンス・オフィサー 2001年 1月 当社 シニア・アドバイザー 2003年 1月 アメリカン インターナショナル グループ株式会社 リージョナル・プロバ ティエ・マネージャー 日本・韓国担当 2006年12月 同社 チーフ・コンプライアンス・オフィサー 2010年 7月 チャーティス・ファー・イースト・ホールディングス株式会社 シニア・バイ スプレジデント チーフ・リスク・オフィサー 2013年 8月 AIG ジャパン・ホールディングス株式会社 シニア・アドバイザー(現任) 2014年 6月 当社 社外監査役(現任) 富士火災海上保険株式会社 社外監査役(現任) アメリカンホーム医療・損害保険株式会社 社外監査役(現任)
監査役 (社外)	<b>長田 國彦</b> (1952年9月6日生)	1976年 4月 富士火災海上保険株式会社入社 2009年 8月 同社 執行役員総務部長 2010年 4月 同社 執行役 内部統制&総務担当 2010年 6月 富士損害サービス株式会社 非常勤監査役 兼任 2011年 9月 富士火災海上保険株式会社 監査役(現任) 2014年 6月 当社 社外監査役(現任)



## 2. 役員構成・担当業務

役名	氏名	担当
代表取締役社長 兼 CEO	小関 誠	事業全般
取締役 専務執行役員	フランク・オニール	コンシューマービジネス
取締役 常務執行役員 兼 COO	金子 昌之	経営企画、統合推進、オペレーション、システム、損害サービス、経営統合
非常勤 取締役	ロバート・ノディン	
非常勤 取締役	クリスチャン・サンドリック	
非常勤 取締役	ラリック・ホール	
非常勤 取締役	首藤 透	
非常勤 取締役	ティモシー・シルツ	
非常勤 取締役	松岡 直美	
非常勤 取締役	ケネス・ライリー	
非常勤 取締役	アンドラシュ・シェイエイ	
常務執行役員	永澤 龍	エージェンシー・パートナー事業、キャプティブ・エージェンシーチャンネル事業、セールスサポート&トレーニング
常務執行役員	ポール・アトキンソン	コーポレート(プロフィットセンター部門を除く)
執行役員 兼 CFO	安藤 徹	経理、財務、資産運用、再保険
執行役員	坂岸 潔	数理、業務品質、法務・コンプライアンス、募集管理統括
執行役員	説田 正親	首都圏地域事業本部
執行役員	成清 博英	事業・マーケット開発
執行役員	弓達 隆章	パーソナルライン
執行役員 兼 CIO	庄 暁暉	システム
執行役員	御厨 志郎	コマースライン
執行役員	片山 敦	A&Hライン(トラベルサービス事業を除く)、商品管理
執行役員	益子 憲明	人事
執行役員	武蔵 充	コーポレートオペレーション、リテールオペレーション
監査役	山岡 修	
監査役(社外監査役)	羽田 幸善	
監査役(社外監査役)	長田 國彦	

(注) 小関 誠は執行役員を兼務しております。

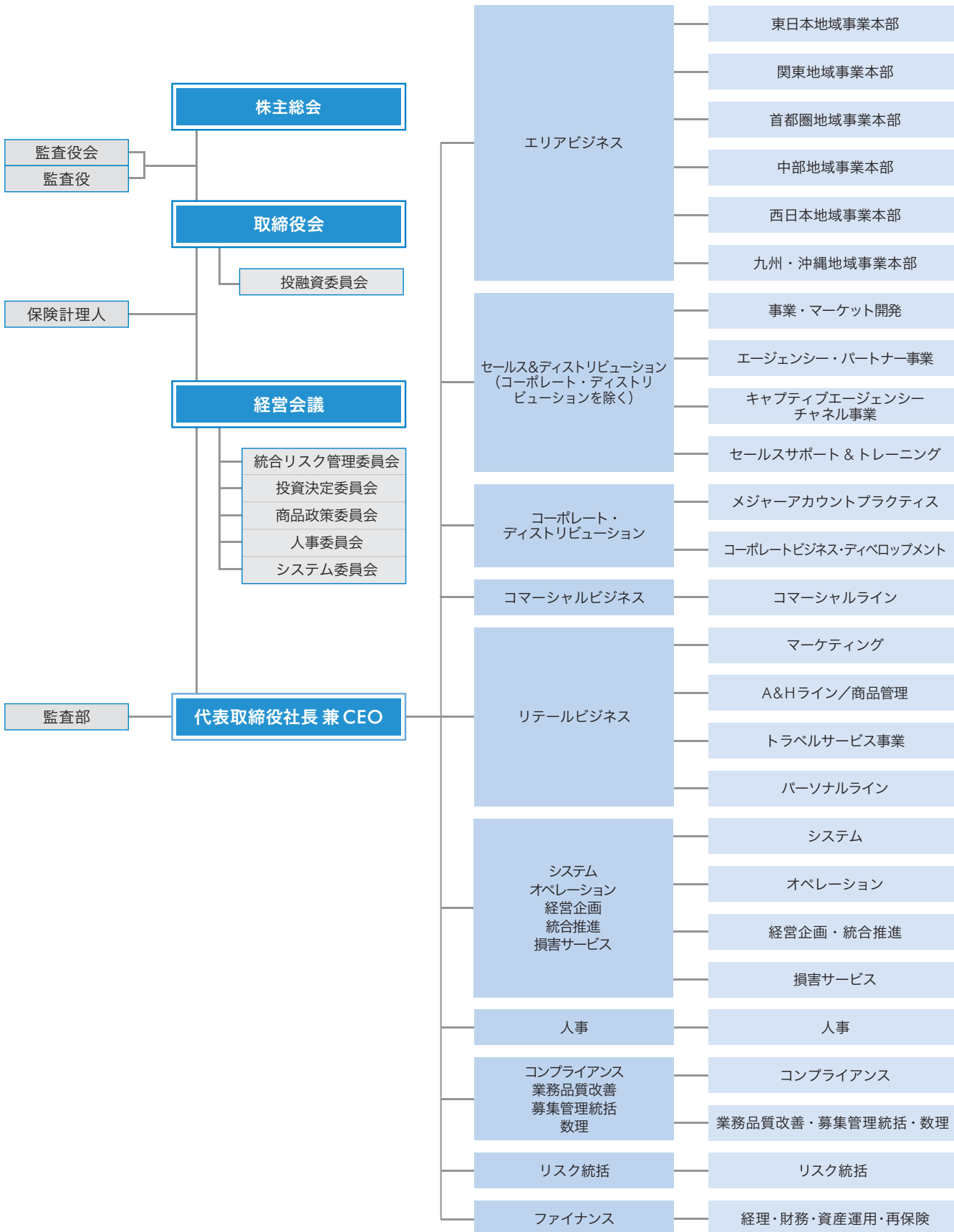
## 株主の状況

株主名	AIGジャパン・ホールディングス株式会社	
持株数	11,010 株	
	内訳	
	普通株式	10,010 株
	A種種類株式	1,000 株
持株比率	100%	

● AIG ジャパン・ホールディングス株式会社  
 〒105-0001  
 東京都港区虎ノ門4-3-20 神谷町MTビル  
<http://www.aig.com>

# 会社概要・組織図

## 組織図



# 会社沿革

- 1946年 ● AIUコーポレーション(AIUC) 日本支社を開設
- 1949年 ● AIUが引受けを代行するファイアーマズ保険会社、ハノーバー火災保険会社、パシフィック・ナショナル・ファイア保険会社の3社が日本政府より損害保険事業免許を受け、日本人を対象とする営業を開始
- 1952年 ● アメリカン・インターナショナル保険会社(AIA)、日本政府より損害保険事業免許を受け、AIUが引受けを代行
- 1960年 ● アメリカン・ホーム保険会社(AHA)、日本政府より損害保険事業免許を受け、AIUが引受けを代行
- 1963年 ● 日本法人AIU(株)を設立
- 1964年 ● AIU(株)がAIUジャパン社より保険事業代行業務を引き継ぎ、営業を開始
- 1971年 ● AIU(株)と大同生命が業務提携。「経営者大型総合保障制度」の販売を開始
- 1972年 ● 沖縄の本土復帰に伴い、AIU沖縄をAIU(株)の傘下に吸収
- 1974年 ● AIU東京ビル(大手町)完成
- 1977年 ● エイアイユー インシュアランス カンパニー(AIU保険会社)、日本における損害保険事業免許を取得
- 1978年 ● AIU保険会社日本支社はAIU(株)より保険業務を引き継ぎ、営業を開始。全支店・営業所を同社に移籍
- 1990年 ● 「会社役員賠償責任保険」を発売
- 1992年 ● 「環境汚染賠償責任保険」を発売
- 1996年 ● 「ホームアシスタンス・サービス」の取扱いを開始
- 1997年 ● 「雇用償行賠償責任保険」を発売  
● アルカウエスト(東京・錦糸町)完成、本店各本部が移転
- 1998年 ● 業界初「包括職業賠償責任保険」を発売  
● 日本初のインターネットを利用した海外旅行保険のペーパーレス契約を開始
- 1999年 ● オリックス(株)と業務提携  
● 「ライフスタイル傷害保険」を発売
- 2000年 ● AIUウエスト傷害クレームサービスセンターを開設  
● 家族総合自動車保険「USA」を発売  
● 「危機管理費用保険」を発売  
● 富士火災海上保険(株)と包括的業務提携  
● 沖縄コールセンターを開設
- 2001年 ● 「私立学校職業賠償責任保険」を発売  
● 「メディカル総合保険」を発売  
● 「企業向けネットセキュリティ保険」を発売
- 2002年 ● 損害調査および保険金支払業務全般について、ISO9001：2000年版の認証取得(～2008年9月)  
● 事業総合賠償責任保険「STARs」を発売  
● 業界初、海外旅行保険の保険金額無制限プランを発売
- 2003年 ● 個人向け危機管理費用保険特約「ライフセキュリティ保険特約」を発売  
● 治療費用担保特約セットメディカル総合保険「スーパー上乗せ健保」を発売  
● 家族総合自動車保険「USA II」を発売
- 2004年 ● 「個人情報漏洩保険」を発売  
● 富山市にAIUコンタクトセンターを開設  
● シニア向け医療保険「シニアにきちんと!」を発売
- 2005年 ● ロイヤル・サンライアンス保険会社とロンドン保険会社の保険契約を包括移転  
● 新銀行東京の代理店として融資業務の取次を開始  
● JOC(公益財団法人日本オリンピック委員会)のオフィシャル損害保険パートナーとなる(～2008年)
- 2006年 ● AIU60周年記念商品として「ハイパー任意労災」「プロバティガード」を発売  
● 業界初、海外旅行保険契約証をインターネット上で発行する「e-policy(電子契約証)」を開始  
● 三菱東京UFJ銀行の代理店として融資業務の取次を開始  
● 「シール付のコンビニエンスストア用保険料払込票」で特許を取得
- 2007年 ● 「シニアにきちんと!医療保険」の対象年齢を拡大した「がんばれ!40's(フォーティーズ)」を発売
- 富山市に「AIUビジネスサポートセンター」を開設  
● 海外旅行保険「Active Pass」を発売  
● 事業総合賠償責任保険「STARs」の「個人情報漏洩危険担保特約」を発売
- 2008年 ● (株)イオン銀行と共同開発した「イオン銀行の女性医療保険」を発売  
● 「住宅ローン債務者災害時生活再建支援保険」を発売  
● 人材派遣業向けの事業総合賠償責任保険「STARs」を発売  
● 京都議定書に沿ったクリーン開発メカニズム(CDM)の事業者・出資者向けの「CDM(Clean Development Mechanism)向けポリティカルリスク保険」を発売  
● 「ITビジネスガード」にセットできる「請負人担保特約」「派遣先業務担保特約」「海外開発担保特約」を発売
- 2009年 ● 自動車保険「type R(個人向けリスク細分型自動車保険)」「type P(オーダーメイド型個人向け自動車保険)」「type B(オーダーメイド型法人向け自動車保険)」を発売  
● AIGは損害保険事業を新ブランド「CHARTIS(チャर्टイス)」として展開することを決定。AIUもその傘下として同ブランドに対応
- 2010年 ● 火災保険「スイートホームプロテクション」で、発電設備を設置した住宅に対し、「発電エコ住宅割引」を導入  
● 海外旅行保険「緊急歯科治療費用補償特約」を発売  
● パソコン等の電子機器の画面で読める電子約款「e約款」を導入  
● 「IT・コンテンツビジネスガード Pack」を発売  
● 医療機関向けセット商品「職員管理責任補償プラン」を発売
- 2011年 ● 企業財産保険「新価実損払特約」を発売  
● 「特許等知的財産権特約」を発売  
● 大同生命保険(株)と代理店委託契約を締結  
● 東日本大震災発生における各種特別措置を実施  
● 「アジア向け生産物担保特約」を発売  
● 在宅勤務制度を導入
- 2012年 ● 保険金請求書類の全面的な電子化を開始  
● 第12回テレワーク推進賞で「優秀賞」を受賞  
● 「コンテナ船輸入遅延特約」を発売  
● 「サイバー攻撃対応費用特約」を発売  
● 一般社団法人ユニバーサルコミュニケーション デザイン協会主催 UCDAアワード2012にて「情報のわかりやすさ賞」を受賞  
● キッズデザイン協議会主催 KIDS DESIGN AWARD 2012第6回キッズデザイン賞を受賞  
● 「アジアアンブレラ特約」を発売  
● 日本法人への移行に向け、AIU損害保険会社の損害保険事業免許取得  
● AIGは損害保険事業のブランドを「CHARTIS」から「AIG」として再構築。AIUもその傘下として同ブランドに対応  
● 「CyberEdge」を発売
- 2013年 ● AIU 損害保険株式会社として営業を開始  
● 日本法人化記念商品として、海外進出企業向けの保険商品「WorldRisk®」を販売  
● 「WorldRisk®」の姉妹商品として、パッケージ型の外航貨物海上保険「CargoLITE®」を発売  
● 一般社団法人ユニバーサルコミュニケーション デザイン協会主催の UCDAアワード2013にて「特別賞」を受賞  
● 日本における AIGグループの再編を発表(富士火災海上保険株式会社と、関係当局認可等を前提に、合併による経営統合を行う方向で準備を進める)  
● 総合事業者保険「スマートプロテクト®」を発売  
● (株)J.D.パワーアジア・パシフィックより、「2013年日本自動車保険事故対応満足度調査<sup>SM</sup>」において5年連続で第1位を受賞。「新規加入満足度調査<sup>SM</sup>」および「契約者満足度調査<sup>SM</sup>」で第1位を受賞  
● 大阪府と協定を締結し、提携分野の連携を強化  
● 沖縄に海外旅行保険アシスタンスセンターを開設  
● 経済産業省・外務省による「海外展開一貫支援ファストパス制度」の支援機関に決定  
● アテランスと医療保険分野で業務提携  
● AIGクレイム・ソリューション・ジャパン株式会社を吸収合併



- 久留米支店 Tel. 0942-39-7551  
〒830-0032 久留米市東町 38-1  
大同生命久留米ビル 7F
- 佐賀支店 Tel. 0952-28-1452  
〒840-0801 佐賀市駅前中央 1-9-45  
三井生命佐賀駅前ビル 2F
- 長崎支店 Tel. 095-828-0881  
〒850-0031 長崎市桜町 5-3 大同生命長崎ビル 2F
- 沖縄支店 Tel. 098-862-2174  
〒900-0015 那覇市久茂地 1-12-12  
ニッセイ那覇センタービル 7F
- 沖縄中部分室 Tel. 098-932-4710  
〒904-0031 沖縄市上地 1-11-1 トキワビル 3F
- 北九州支店 Tel. 093-511-3821  
〒802-0004 北九州市小倉北区鍛冶町 1-10-10  
大同生命北九州ビル 10F
- 大分支店 Tel. 097-532-6102  
〒870-0034 大分市都町 1-3-22  
大分都町ビル 2F
- 熊本支店 Tel. 096-352-6511  
〒860-0806 熊本市中央区花畑町 4-7  
朝日新聞第一生命ビル 7F
- 宮崎支店 Tel. 0985-29-4611  
〒880-0806 宮崎市広島 1-18-7  
大同生命宮崎ビル 1F
- 鹿児島支店 Tel. 099-222-3315  
〒892-0846 鹿児島市加治屋町 15-9  
大同生命鹿児島ビル 5F

#### 企業営業

- メジャーアカウントプラクティス部 Tel. 03-3218-7088  
〒100-8234 千代田区丸の内 1-8-3  
丸の内トラストタワー本館 20F

#### トラベルサービス支店

- トラベルサービス首都圏営業部 Tel. 03-5819-5710  
〒130-8560 墨田区錦糸 1-2-4 アルカウエスト 19F
- トラベルサービス札幌サテライトオフィス  
Tel. 011-204-7610  
〒060-0001 札幌市中央区北一条西 6-1-2  
アーバンネット札幌ビル 4F
- トラベルサービス仙台サテライトオフィス  
Tel. 022-726-7591  
〒980-0811 仙台市青葉区一番町 1-9-1  
仙台トラストタワー 23F
- トラベルサービス中部支店 Tel. 052-857-2080  
〒460-0003 名古屋市中区錦 2-4-15  
ORE 錦二丁目ビル 11F
- トラベルサービス近畿支店 Tel. 06-6356-5480  
〒530-6034 大阪市北区天満橋 1-8-30  
OAP タワー 34F
- トラベルサービス広島サテライトオフィス  
Tel. 082-222-4071  
〒730-0011 広島市中区基町 11-10  
合人社広島紙屋町ビル 2F
- トラベルサービス九州支店 Tel. 092-718-7100  
〒810-0001 福岡市中央区天神 4-3-30  
天神ビル新館 6F
- トラベルサービス九州支店沖縄駐在事務所  
Tel. 098-862-2409  
〒900-0015 那覇市久茂地 1-12-12  
ニッセイ那覇センタービル 7F
- トラベルサービスダイレクトサポートセンター  
Tel. 0120-565-833  
〒130-8560 墨田区錦糸 1-2-4 アルカウエスト 15F

#### 損害サービスセンター

##### ●東日本損害サービス本部

- 東北第一損害サービスセンター Tel. 022-726-7631  
〒980-0811 仙台市青葉区一番町 1-9-1  
仙台トラストタワー 23F
- 東北第一損害サービスセンター 郡山オフィス  
Tel. 024-932-0833  
〒963-8004 郡山市中町 1-22  
郡山大同生命ビル 6F
- 東北第一損害サービスセンター 八戸オフィス  
Tel. 0178-46-0028  
〒031-0032 八戸市三日町 2  
青銀・明治安田ビル 5F
- 東北第一損害サービスセンター 盛岡オフィス  
Tel. 019-653-1401  
〒020-0022 盛岡市大通 3-3-10  
七十七日生盛岡ビル 5F
- 東北第二損害サービスセンター  
Tel. 022-726-7631  
〒980-0811 仙台市青葉区一番町 1-9-1  
仙台トラストタワー 23F
- 北海道第一損害サービスセンター  
Tel. 011-204-7570  
〒060-0001 札幌市中央区北一条西 6-1-2  
アーバンネット札幌ビル 4F
- 北海道第一損害サービスセンター 旭川オフィス  
Tel. 0166-24-0910  
〒070-0034 旭川市四条通 10 丁目左 7 号  
大同生命旭川ビル 6F
- 北海道第一損害サービスセンター 函館オフィス  
Tel. 0138-26-2921  
〒040-0063 函館市若松町 7-16  
函館大同生命ビル 4F
- 北海道第一損害サービスセンター 釧路オフィス  
Tel. 0154-25-3740  
〒085-0015 釧路市北大通 10-1-4  
北陸銀行住友生命ビル 8F
- 北海道第二損害サービスセンター  
Tel. 011-204-7570  
〒060-0001 札幌市中央区北一条西 6-1-2  
アーバンネット札幌ビル 4F
- 関東損害サービス本部
- 関東第一損害サービスセンター  
Tel. 048-650-7630  
〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町 1-10-16  
シーノ大宮ノースウィング 13F
- 関東第一損害サービスセンター 新潟オフィス  
Tel. 025-223-6281  
〒951-8068 新潟市中央区上大川前通六番町 1214-2  
大同生命新潟ビル 7F
- 関東第一損害サービスセンター 長野オフィス  
Tel. 026-229-6301  
〒380-0824 長野市南石堂町 1293  
長栄南石堂ビル 8F
- 関東第二損害サービスセンター Tel. 048-650-7630  
〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町 1-10-16  
シーノ大宮ノースウィング 13F
- 宇都宮損害サービスセンター Tel. 028-627-3641  
〒320-0811 宇都宮市大通り 4-1-18  
宇都宮大同生命ビル 8F
- 群馬損害サービスセンター Tel. 027-223-5725  
〒371-0805 前橋市南町 3-9-5  
大同生命前橋ビル 6F
- 千葉損害サービスセンター Tel. 043-350-3180  
〒261-7121 千葉市美浜区中瀬 2-6-1  
WBG マリブイースト 21F

- 千葉損害サービスセンター 木更津オフィス  
Tel. 0438-25-2521  
〒292-0805 木更津市大和 2-1-2 ヤスミビル 6F
- 水戸損害サービスセンター Tel. 029-226-6191  
〒310-0021 水戸市南町 3-4-14  
明治安田生命水戸南町ビル 12F

##### ●首都圏損害サービス本部

- 首都圏第一損害サービスセンター  
Tel. 03-6894-9290  
〒163-0814 新宿区西新宿 2-4-1 新宿 NSビル 14F
- 首都圏第一損害サービスセンター 甲府オフィス  
Tel. 055-228-3394  
〒400-0858 甲府市相生 1-2-31  
大同生命甲府ビル 8F
- 首都圏第二損害サービスセンター 松本オフィス  
Tel. 0263-35-1918  
〒390-0815 松本市深志 2-5-26 松本第一ビル 7F
- 首都圏第二損害サービスセンター  
Tel. 03-6894-9220  
〒163-0814 新宿区西新宿 2-4-1 新宿 NSビル 14F
- 首都圏第三損害サービスセンター  
Tel. 03-6894-9230  
〒163-0814 新宿区西新宿 2-4-1 新宿 NSビル 14F
- 首都圏第四損害サービスセンター Tel. 03-6894-9240  
〒163-0814 新宿区西新宿 2-4-1 新宿 NSビル 14F
- 首都圏第五損害サービスセンター Tel. 03-6894-9250  
〒163-0814 新宿区西新宿 2-4-1 新宿 NSビル 14F
- 西東京損害サービスセンター Tel. 042-639-0730  
〒192-0083 八王子市旭町 10-3 安嶋中央ビル 3F
- 神奈川第一損害サービスセンター  
Tel. 045-683-3481  
〒220-8111 横浜市区みなとみらい 2-2-1  
横浜ランドマークタワー 11F
- 神奈川第一損害サービスセンター 湘南オフィス  
Tel. 0466-25-6880  
〒251-0052 藤沢市藤沢 484-1 藤沢アンバービル 6F
- 神奈川第一損害サービスセンター 厚木オフィス  
Tel. 046-225-1267  
〒243-0018 厚木市中町 4-16-21  
プロミティあつぎビル 3F
- 神奈川第二損害サービスセンター  
Tel. 045-683-3481  
〒220-8111 横浜市区みなとみらい 2-2-1  
横浜ランドマークタワー 11F
- 中部損害サービス本部
- 中部第一損害サービスセンター Tel. 052-857-2110  
〒460-0003 名古屋市中区錦 2-4-15  
ORE 錦二丁目ビル 11F
- 中部第一損害サービスセンター 三重オフィス  
Tel. 059-229-1505  
〒514-0036 津市丸之内養正町 4-1  
森永三重ビル 3F
- 中部第一損害サービスセンター 豊橋オフィス  
Tel. 0532-54-3081  
〒440-0806 豊橋市八町通 1-18 豊橋中央ビル 3F
- 中部第二損害サービスセンター Tel. 052-857-2110  
〒460-0003 名古屋市中区錦 2-4-15  
ORE 錦二丁目ビル 11F
- 中部第三損害サービスセンター Tel. 052-857-2110  
〒460-0003 名古屋市中区錦 2-4-15  
ORE 錦二丁目ビル 11F
- 静岡損害サービスセンター Tel. 054-284-3831  
〒422-8067 静岡市駿河区南町 14-1  
水の森ビル 5F

# 店舗所在地一覧

- 静岡損害サービスセンター 沼津オフィス  
Tel. 055-963-8191  
〒410-0801 沼津市大手町 3-8-25  
清水銀行大同生命ビル7F
- 浜松損害サービスセンター Tel. 053-454-0280  
〒430-7715 浜松市中区板屋町 111-2  
浜松アクトタワー 15F
- 北陸損害サービスセンター Tel. 076-223-1486  
〒920-0869 金沢市上堤町 2-37 金沢三栄ビル3F
- 西日本損害サービス本部
  - 近畿第一損害サービスセンター Tel. 06-6242-6001  
〒530-6034 大阪市北区天満橋 1-8-30  
OAPタワー 34F
  - 近畿第一損害サービスセンター 奈良オフィス  
Tel. 0742-27-1185  
〒630-8241 奈良市高天町 38-3 近鉄高天ビル4F
  - 近畿第二損害サービスセンター Tel. 06-6242-6001  
〒530-6034 大阪市北区天満橋 1-8-30  
OAPタワー 34F
  - 近畿第三損害サービスセンター Tel. 06-6242-6001  
〒530-6034 大阪市北区天満橋 1-8-30  
OAPタワー 34F
  - 京都第一損害サービスセンター Tel. 075-231-2171  
〒604-8161 京都市中京区烏丸通三条下ル鏡頭屋町 595  
大同生命京都ビル7F
  - 京都第二損害サービスセンター Tel. 075-231-2171  
〒604-8161 京都市中京区烏丸通三条下ル鏡頭屋町 595  
大同生命京都ビル7F
  - 兵庫損害サービスセンター Tel. 078-360-2085  
〒650-0044 神戸市中央区東川崎町 1-3-3  
神戸ハーバーランドセンタービル 16F
  - 兵庫損害サービスセンター 姫路オフィス  
Tel. 079-284-0672  
〒670-0965 姫路市東延末 3-50  
姫路駅南マークビル5F
  - 広島第一損害サービスセンター Tel. 082-222-4101  
〒730-0011 広島市中区基町 11-10  
合人社広島紙屋町ビル2F
  - 広島第一損害サービスセンター 松江オフィス  
Tel. 0852-26-2861  
〒690-0006 松江市伊勢宮町 519-1  
松江大同生命ビル3F
  - 広島第二損害サービスセンター Tel. 082-222-4101  
〒730-0011 広島市中区基町 11-10  
合人社広島紙屋町ビル2F
  - 岡山損害サービスセンター Tel. 086-223-1145  
〒700-0821 岡山市北区中山下 1-8-45  
NTTクレド岡山ビル 13F
  - 山口損害サービスセンター Tel. 0827-23-0281  
〒740-0022 岩国市山手町 1-2-23 AIUビル2F
  - 四国第一損害サービスセンター Tel. 087-821-8032  
〒760-0027 高松市紺屋町 9-6  
高松大同生命ビル5F
  - 四国第一損害サービスセンター 徳島オフィス  
Tel. 088-622-7355  
〒770-0841 徳島市八百屋町 3-26  
徳島大同生命ビル6F
  - 四国第二損害サービスセンター Tel. 089-946-3868  
〒790-0878 松山市勝山町 2-6-3  
日本生命松山ビル2F
- 九州・沖縄損害サービス本部
  - 九州第一損害サービスセンター Tel. 092-718-7090  
〒810-0001 福岡市中央区天神 4-3-30  
天神ビル新館7F
  - 九州第一損害サービスセンター 佐賀オフィス  
Tel. 0952-28-1621  
〒840-0801 佐賀市駅前中央 1-9-45  
三井生命佐賀駅前ビル2F
  - 九州第一損害サービスセンター 長崎オフィス  
Tel. 095-828-0731  
〒850-0031 長崎市桜町 5-3 大同生命長崎ビル2F
  - 九州第二損害サービスセンター Tel. 092-718-7090  
〒810-0001 福岡市中央区天神 4-3-30  
天神ビル新館7F
  - 久留米損害サービスセンター Tel. 0942-39-7862  
〒830-0032 久留米市東町 38-1  
大同生命久留米ビル7F
  - 北九州第一損害サービスセンター Tel. 093-511-3831  
〒802-0004 北九州市小倉北区鍛冶町 1-10-10  
大同生命北九州ビル 10F
  - 北九州第一損害サービスセンター 大分オフィス  
Tel. 097-532-6277  
〒870-0034 大分市都町 1-3-22 大分都町ビル2F
  - 北九州第二損害サービスセンター Tel. 093-511-3831  
〒802-0004 北九州市小倉北区鍛冶町 1-10-10  
大同生命北九州ビル 10F
  - 南九州損害サービスセンター Tel. 096-352-6791  
〒860-0806 熊本市中央区花畑町 4-7  
朝日新聞第一生命ビル7F
  - 南九州損害サービスセンター 宮崎オフィス  
Tel. 0985-29-4371  
〒880-0806 宮崎市広島 1-18-7  
大同生命宮崎ビル1F
  - 南九州損害サービスセンター 鹿児島オフィス  
Tel. 099-222-3356  
〒892-0846 鹿児島市加治屋町 15-9  
大同生命鹿児島ビル5F
  - 沖縄損害サービスセンター Tel. 098-862-2175  
〒900-0015 那覇市久茂地 1-12-12  
ニッセイ那覇センタービル7F
- グローバル損害サービス本部
  - 海損サービスセンター Tel. 03-5819-8629  
〒130-8560 墨田区錦糸 1-2-4 アルカウエスト 16F
  - 企業第一損害サービスセンター Tel. 03-6688-9430  
〒130-8560 墨田区錦糸 1-2-4 アルカウエスト 9F
  - 企業第二損害サービスセンター Tel. 03-6688-9430  
〒130-8560 墨田区錦糸 1-2-4 アルカウエスト 9F
- 東日本損害サービス総合オフィス
  - イースト火災新種サービスセンター Tel.0120-115-991  
〒130-8560 墨田区錦糸 1-2-4 アルカウエスト 9F
  - イーストメディカルサービスセンター Tel. 0120-250-325  
〒130-8560 墨田区錦糸 1-2-4 アルカウエスト 10F
  - イースト旅行保険サービスセンター Tel. 0120-812-618  
〒130-8560 墨田区錦糸 1-2-4 アルカウエスト 10F
  - イースト傷害サービスセンター Tel. 0120-211-006  
〒130-8560 墨田区錦糸 1-2-4 アルカウエスト 10F
  - イースト自動車サービスセンター Tel. 0120-221-631  
〒130-8560 墨田区錦糸 1-2-4 アルカウエスト 10F
  - 自賠責サービスセンター Tel. 03-6688-9440  
〒130-8560 墨田区錦糸 1-2-4 アルカウエスト 10F
  - イーストオートサービスセンター Tel.0120-934-574  
〒930-0856 富山市牛島新町 5-5 インテックビル 14F
- 西日本損害サービス総合オフィス
  - ウエスト火災新種サービスセンター Tel. 0120-61-9016  
〒530-6030 大阪市北区天満橋 1-8-30  
OAPタワー 30F
  - ウエストメディカルサービスセンター Tel. 0120-938-244  
〒530-6030 大阪市北区天満橋 1-8-30  
OAPタワー 30F
  - ウエスト旅行保険サービスセンター Tel. 0120-938-261  
〒530-6030 大阪市北区天満橋 1-8-30  
OAPタワー 30F
  - ウエスト自動車サービスセンター Tel. 0120-938-352  
〒530-6030 大阪市北区天満橋 1-8-30  
OAPタワー 30F
  - ウエスト傷害第一サービスセンター Tel. 0120-255-202  
〒530-6030 大阪市北区天満橋 1-8-30  
OAPタワー 30F
  - ウエスト傷害第二サービスセンター Tel. 0120-700-190  
〒810-0001 福岡市中央区天神 4-3-30  
天神ビル新館7F
  - スクールサービスセンター Tel. 0120-127-590  
〒930-0856 富山市牛島新町 5-5  
インテックビル 14F
  - セントラル傷害サービスセンター Tel. 0120-127-592  
〒930-0856 富山市牛島新町 5-5  
インテックビル 14F
  - 傷害エクスプレスサービスセンター Tel. 095-873-9510  
〒860-0843 長崎県長崎市常盤町 1-1  
メットライフ生命長崎ビル2F
- 損害サービスコールセンター・マネジメントオフィス
  - AIU事故受付センター Tel. 0120-01-9016  
〒930-0856 富山市牛島新町 5-5  
インテックビル 14F
  - ファーストコンタクトセンター Tel. 0120-320-881  
〒130-8560 墨田区錦糸 1-2-4 アルカウエスト 10F

AIU損害保険株式会社は、損害保険業界の世界的なリーダーであり、130以上の国や地域で顧客にサービスを提供しているAIGグループの一員です。1946年に日本における営業を開始し、現在では、全国86の営業拠点(2014年7月1日現在)と6,051店の代理店(2014年3月31日現在)を有しています。

# AIU損害保険株式会社

〒100-8234 東京都千代田区丸の内1-8-3 丸の内トラストタワー  
〒130-8560 東京都墨田区錦糸1-2-4 アルカウエスト  
Tel.03-3216-6611(代表) [www.aiu.co.jp](http://www.aiu.co.jp)



B08-612 07-14 4.5M(TF)